旭川市維持管理業務委託

特　記　仕　様　書

平成１７年度

土木部旭川市土木事業所

05-04-1

仕 様 項 目

※ 設計書に添付されている特記仕様書の内容を優先する。

1－(1) 総 則

ア 本仕様書は旭川市が発注する維持管理業務委託に適用する。

イ 業務の履行に当たっては本仕様書及び「公示用設計図書」に基づき実施するものとする。

ウ 本仕様書及び「公示用設計図書」に記載されていない事項については、北海道建設部監修「土木工事共通仕様書」

及び「道路設計要領」並びに下記図書の□内のレ点で示すものに基づき実施するものとする。

	用地対策連絡協議会	標準仕様書		
		低騒音型･低振動型建設機械指定要領		
	北海道建設部	河川事業実務要領		
	建 設 省	土木構造物設計ガイドライン		

エ この公示用設計図書のうち設計書（委託内訳書）に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まないものである。

オ この公示用設計図書のうち設計書（委託内訳書）に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。
内容の如何にかかわらず,参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

カ 設計書及び積算にかかわる質問事項は、次により提出するものとする。

提出期限	□ 平成 年 月 日 まで □ 入札日の 2 日前まで
宛 先	旭 川 市 長
提 出 先	旭川市土木事業所 業務委託担当
様 式	様式-15

1－(2)　一般

ア　業務委託標識は図－1のとおりとする。

イ　現場における安全を確認するため「地域住民対策チェックポイント」を毎月1、11、21日に提出すること。(様式 - 1)

☐ ウ　本委託における下記工種及び工種の数量は概略により積算されているため、設計変更により精算することとする。
本委託費内訳書の摘要欄に 概 と記入されているものが、概略設計により算出されたものである。 なお、現場状況等により変更する場合があるので、着手前に担当職員と十分に協議し、承認を得ること。

概略設計による数量算出工種

エ　業務処理責任者は着手前及び施工時には、担当職員と調整のうえ業務の地先に対して下記の調整業務を行うこととする。なお、基準以内で承認が得られない場合は担当職員と協議すること。

1	支障物件の調査確認　(様式- 2)	7	縁石切下げ(次の巾を基準値とする) 標　準　3.2　m 大 型 車　7.2　m ｽﾀﾝﾄﾞ等(1箇所)　10.4　m ｽﾀﾝﾄﾞ等(2箇所以上)　7.2　m
2	突出物件の確認		
3	植樹桝の確認		
4	境界石の確認　(様式－3) 境界杭地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真又は確認者のサインをとる。		
5	家庭雑排水の接続 営業部サービス課と協議すること	8	人･車の出入りに関し施工日の 2～3日前に地先に連絡すること 安全管理は万全に行うこと
6	出入口すりつけ	9	その他必要な事項

オ　業務の完成に当たって提出する完成写真は、位置図、業務委託標識、着手前･完成写真、建設業の許可表の他、主たる工種の写真を添付の上、1部作成し提出すること。

カ　指示、承諾、協議、検査及び確認等については、業務履行協議簿 (様式5) で行わなければならない。

キ　境界杭は業務着手時、完了時の写真を対比して確認できるように写真帳に添付すること。

図－１　（業務委託標識）

業務委託標識　業務委託標識は下記のとおりとする。

・　材料は、針葉樹の２等材又はこれと同等以上のものを十分乾燥したもので、気温湿度の変化に耐えることができるものとし、その厚さは２．５cmとする。
・　塗装は、良質のペンキを２回塗るものとする。
・　標識の「○○作業中」・「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字・数字は青色とする。
・　標識版は白色とする。枠は青色とする。
・　業務委託標識の「○○作業中」には、「舗装補修」「区画線標示」「維持管理」「路面清掃」「草刈」「せん定」等を記入する。

・標識は、移動を伴う作業の場合、使用車両へ明示できるよう搭載すること。
・草刈業務等の作業時には、一般車両及び歩行者に支障のない場所に設置すること。
・標識サイズについては、業務に応じて（）書きのサイズも使用すること。

(3)　建設機械に係る特記事項

ア　本業務に使用する建設機械のうち下記に該当するものは、低騒音型、低振動型建設機械指定要項に基づき指定されている機械を極力使用することとし、業務現場周辺への騒音、振動の影響を防止すること。

普通ブルドーザ	６ｔ，９ｔ，１１ｔ，１５ｔ，２１ｔ，３２ｔ
湿地ブルドーザ	７ｔ，１０ｔ，１３ｔ，１６ｔ
超湿地ブルドーザ	１０ｔ，１３ｔ，１８ｔ
リッパ装置付ブルドーザ	１５ｔ，３２ｔ
バックホウ	ﾊﾞｯｸﾎｳ(油圧式ｸﾛｰﾗ式)、小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ﾐﾆﾎｳ、油圧式ｸﾛｰﾗ)、ﾄﾗｯｸﾊﾞｯｸﾎｳ
トラクターショベル	全機種
クローラクレーン	機械ロープ式、油圧ロープ式
基礎工事用機械	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ、ｸﾛｰﾗ式杭打機、油圧式杭打機、ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ、ｱｰｽｵｰｶﾞ中掘機、 油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、ｸﾛｰﾗ式ｻﾝﾄﾞﾊﾟｲﾙ打機、 ｸﾛｰﾗ式ｱｰｽｵｰｶﾞ、ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ装置式ｱｰｽｵｰｶﾞ、ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機
締固め機械	ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
コンクリーﾄ圧砕機	全機種
コンクリーﾄカッタ	全機種
空気圧縮機	可搬式ﾛｰﾀﾘﾍﾞｲｴﾝｼﾞﾝ掛、可搬式ｽｸﾘｭｳｴﾝｼﾞﾝ掛
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動

イ　排出ガス対策型建設機械の使用について

1．当該業務において以下に示す建設機械（規格）を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型建設機械（以下排対機械という。）を使用することを原則とする。

2．排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した機械（以下、排対機械を含め、排対機械等）を使用することで排対機械と同等とみなす。ただし、リース会社に在庫が無い等の理由の場合は、証明書を監督員に提出し、また、その他の理由(自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等）により排対機械等を使用できない場合は、理由書を担当職員に提出すること。（様式－６）

3．業務計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを使用機械一覧に明記すること。（様式－７）

4．履行現場において排対機械等の使用を確認（指定ラベル）できる写真撮影を行い、担当職員に提出すること。

5．排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

	機　　種	単　位	規　　格
排出ガス対策型建設機械	ブルドーザ（普通）	t	3,6,9,11,15,18,21,32
	ブルドーザ（湿地）	t	3.5～4,7，10,13,16,19～20,25～28
	ブルドーザ（超湿地）	t	4,10
	ブルドーザ（ﾘｯﾊﾟ装置付）	t	21,32,38～44
	小型バックホウ（油圧式ｸﾛｰﾗ）	m3	0.03,0.04,0.06,0.08,0.10
	小型バックホウ（油圧式ｸﾛｰﾗ(超低騒音型)）	m3	0.03,0.04,0.06,0.08,0.10
	バックホウ（油圧式ｸﾛｰﾗ）	m3	0.2,0.35,0.4,0.5,0.6,0.7,0.8,1.0,1.2,1.5
	バックホウ（油圧式ｸﾛｰﾗ(超低騒音型)）	m3	0.2,0.35,0.4,0.6,0.8,1.0
	バックホウ（油圧式ﾎｲｰﾙ）	m3	0.35
	トラクタショベル（ﾎｲｰﾙ型）	m3	0.34,0.6,0.8,0.9～1.0,1.2,1.3～1.4,1.5～1.7,2.1,2.3,2.4～2.6,2.7～2.9,
			3.1～3.3,3.5,4.0,4.5,5.4
	トラクタショベル（ﾎｲｰﾙ型(超低騒音型)）	m3	0.34,0.6,0.8,1.2,1.3～1.4
	ホイールクレーン（油圧式）	t吊	4.8,7,15,16,20～22,25,35,40,45
	ホイールクレーン（油圧式(超低騒音型)）	t吊	4.8,45
	油圧式杭圧入引抜機(ｴﾝｼﾞﾝ式ﾕﾆｯﾄ)	t	30,75～90,100～150
	油圧式バイブロハンマ杭打機（超高周波型）	t	16,25,38,45
	ロードローラ(ﾏｶﾀﾞﾑ両輪駆動)	t	10～12
	タイヤローラ	t	3～4,8～20
	振動ローラ（搭乗式ﾀﾝﾃﾞﾑ型）	t	2.5～2.8,3～5,6～7,8～10
	振動ローラ（搭乗式ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型）	t	2.4～2.5,3～4,11～12
	振動ローラ（搭乗式ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型(低騒音)）	t	3～4
	空気圧縮機(可搬式ｽｸﾘｭｰｴﾝｼﾞﾝ掛)	m3/min	1.7,2.0,2.5,3.5～3.7,5.0,7.5,10.5～11.0,14.3,17.0,18.0～19.0,20.0～21.0
	空気圧縮機(可搬式ｽｸﾘｭｰｴﾝｼﾞﾝ掛(超低騒音型))	m3/min	2.0,7.5
	発動発電機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動)	KVA	8,10,15,20,25,35,45,60,75,100,125,150,200,250,300
	発動発電機(ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ駆動超低騒音型))	KVA	15,20,25,35,45,60,75,100,125,150,200,250,300
	除雪グレーダ	m	3.1,3.7,4.0,4.0～4.3

注）1．ﾄﾗｸﾀｼｮﾍﾞﾙ（ﾎｲｰﾙ型）は、除雪用を除く。
　　2．空気圧縮機、発動発電機は、橋梁仮設用は除く。

（4）　建退共に係る特記事項

建設業退職金共済制度に関する資料を下記のとおり提出すること。

ア　業務計画書と同時に提出するもの（業務計画とは別冊）

(ｱ) 履行体制台帳　　　　（様式－８　）
(ｲ) 履行体系図（なお、現場事務所がある場合は、現場事務所及び業務委託標識に貼付すること。）（様式－９　）
(ｳ) 建設業退職金共済契約書の写し（下請け及び再下請も含む。）
なお、中小企業退職金共済組合加入の場合は、その証明書の写し
(ｴ) 掛金収納書の写し

イ　業務完了時に提出するもの

(ｱ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表（元請用）（様式－１０　）
(ｲ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表（下請用）（様式－１１）
(ｳ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表（再下請用）（様式－１２）

ウ　下請契約台帳等は、現場事務所に常備しておくこと。
なお、下請契約台帳の確認は、業務着手後に担当職員が行う。

エ　「建退共」加入への案内ステッカーの掲示方法　（資料－１）

（5）　休日の作業に係る特記事項

休日（土曜日，日曜日，祝日）に作業を行う場合は、必ず休日２日前までに「休日作業の承認願い」（様式－１３　）を担当職員に提出し承認を得ること。

2．使用材料その他

(1) 生コンクリート

コンクリートの配合については、共通仕様書第１編第５章を参照する。

記号	設計基準強度 N/mm²	粗骨材の最大寸法 mm	スランプ cm	空気量 %	水セメント比の限度 %	最低単位セメント量 kg/m3	セメント種類	構造物
C－1		20・25	8	4.5			混合B	均しコンクリート、縁石、雨水桝の基礎
C－4	18	40	5	4.5	55		混合B	内陸部の無筋構造物
RC－1	21	40	8	4.5	55	280	混合B	内陸部の鉄筋構造物

(2) 区画線

	使用区分	加熱式	常温式	溶融式
	破線		○	
	実線		○	
	ドット線			○
	交差点マーク・停止線			○

※ 業務計画書に数量及び図面等を記載すること。

(3) アスファルトコンクリート

ア 新 材

アスファルト合材の100㎡厚さ1㎝当り使用材料のアスファルト、石粉の数量は、下記のとおりとする。

舗装 / 種別 / 項目	細粒度As					細粒度ギャップAs			密粒度ギャップAs			粗粒度As	As安定処理		アスファルト縁石 100m当り	特殊軽舗装
	車道	歩道	歩道 カラー 赤	歩道 カラー 黄	装甲路肩	保護路肩	車道 (ゴム入り)	車道 (ゴムなし)	装甲路肩	車道 (ゴム入り)	車道 (ゴムなし)	装甲路肩		車道	歩道		
アスファルト量 (t)	0.198	0.151	0.151	0.151	0.189		0.156	0.136		0.156	0.136		0.125	0.099	0.092		0.094
石 粉 (t)	0.338	0.168	0.301	0.108	0.323		0.265	0.230		0.265	0.230		0.082 0.113 	0.046 0.046 	0.043 0.043 		0.043
標準密度 (t/m)	2.25	2.15	2.15	2.15	2.15		2.30	2.30		2.35	2.35		2.35	2.30	2.15		2.15

(注)
1. 密粒度ギャップアスコン(ゴム入り)の添加材はアスファルト量の8%である。
2. 粗粒度アスコンの石粉量上段は砕石、中段は砂利使用の場合である。
3. アスファルト安定処理の上段は砕石、中段は○○産以外の砂利、下段は○○産の砂利、砕石使用の場合である。
4. 上記数字については標準値であり、配合上標準値からおおきく異なる場合は監督員と協議すること。

イ 再生合材

再生混合物	混入率(%)	区 分	備 考
細粒度ギャップアスコン	50	車道	
粗粒度アスコン	50	車道	
アスファルト安定処理	50	車道	
細粒度アスコン	50	歩道	

アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目	旧アスファルト含有量 %	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	洗い試験で失われる量%
規 格 値	3.8以上	20以上	5以下

（4） 客 土

客土として使用する土壌は、あらかじめ土壌検査を行い、一定の品質のものを使うこと。
客土の品質基準は下表を標準とする。

項　目	基　準
土　性	砂壌土、壌土、埴壌土
粒径分布	粘土含有量　3％以上
	シルト含有量　0～45％
	砂 含 量　30～85％
	礫（径2～20mm）　50％以下
構　造	ある程度の団粒構造が認められるもの
透水係数	10^{-3} cm／sec以上
有効水分	80ﾘｯﾄﾙ／m^3 以上
土壌酸度	pH5．5～7．0
腐植含有量	3％以上
塩基置換容量	6me／100g以上
りん酸吸収係数	1，500mg／100g以下
その他	植物の生育に有害な雑物を含んでいないこと。

（5） 植樹保険の加入について

樹木及び地被植物（生芝等）については、業務完了後市が引渡しを受けた日から1年間植樹保険の対象となっているので、あらかじめ当該保険に加入すること。

（6） 枯損樹木の植え替について

植栽樹木等が、業務完了引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2／3以上となった場合または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1／3以上に主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合には、乙は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植えかえるものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災などにより流失、切損、倒木した場合は、この限りでない。植えかえ時期については甲と協議するものとする。

この契約でいう樹木及び地被植物は本設計書に計上されている種類とする。

３．履行条件

⑴　公害対策関係（業務公害防止のための制限）

特定建設作業に伴って発生する振動、騒音の規制について下記の規準によるものとする。

㋐　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する規準

規制種別	地域の区分	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄ	バックホウ ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ ブルドーザ
基準値	①②	８５ホン					
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと					
	②	午後１０時～午前6時の時間内でないこと					
※1日当たり作業時間	①	１０時間／日を越えないこと					
	②	１４時間／日を越えないこと					
作業期間	①	連続6日間を越えないこと					
	②	連続6日間を越えないこと					
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと					

（注）1．基準値は特定建設作業の場所の境界線での値

2．基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、一日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

⑷　振動規制法の特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する規準

規制種別	地域の区分	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄ	バックホウ ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ ブルドーザ
基準値	①②	７５ｄＢ					
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと					
	②	午後１０時～午前６時の時間内でないこと					
※1日当たり作業時間	①	１０時間／日を越えないこと					
	②	１４時間／日を越えないこと					
作業期間	①	連続６日間を越えないこと					
	②	連続６日間を越えないこと					
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと					

㈲　1．基準値は特定建設作業の場所の境界線での値

２．７５ｄＢを越える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

備　　考

1．地域の区分①②は、次頁の図によること。

2．旭川市建設作業指導要綱に定める届出書を持って旭川市長に提出すること。

（2） 公害対策関係（家屋の事前・事後調査）

業務履行に伴う騒音、振動、地下水の変動等により近隣家屋に影響を及ぼす恐れがあるので、業務箇所近辺から家屋等（別添図示の範囲　　軒）について事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとし、調査家屋数が変われば別途協議する。

調査内容及び報告書は次のとおりとするが、詳細については担当職員と協議するものとする。

（ア） 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリートたたき、井戸等の工作物についても調査を行い、業務との因果関係が把握できるように資料を作成するものとする。

（イ） 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等）、家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともにし3部提出するものとする。

（ウ） その他

詳細については、北海道用地対策連絡協議会で定める標準仕様書に準じ、別途、協議するものとする。

（3） 建設副産物関係

（ア） 建設副産物等の運搬路の選定にあたっては、下記の事項に留意し「業務計画書」に指定処理場への運搬経路を記載することとする。

① 通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。
② 必要に応じ往路、復路を別経路にする。
③ できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。
④ 急な縦断勾配や急カーブの多い道路は避ける。

（イ） 建設副産物等の搬出による公道等の粉じん、路面汚損防止の措置を行うこととする。なお、路面汚損が生じた場合は速やかに清掃を行うこととする。

（ウ） 現場で発生する汚泥については、再生処理施設で処理し、再生処理のできない汚泥については旭川廃棄物処理センターに運搬すること。なお、受入費・運搬費は、設計変更で精算する。（着手前に担当職員と十分協議し承認を得ること）

⑷ 建設発生材等処理に係わる履行条件

(ア) 分別解体等によって発生する建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊）は、下表のとおり再資源化すること。
任意選定の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また、業務状況･再資源化施設の状況により、下表によりがたい場合は、その理由並びに必要な資料を提出のうえ、変更等について担当職員と協議のこと。

		建設資材廃棄物		
項　　目	指定箇所（発　生　土）	任意選定箇所(ｺﾝｸﾘｰﾄ塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所（その他）
運搬数量	m3	t	t	t
再資源化施設名又は受入先		----------	----------	----------
住　所		----------	----------	----------
運搬距離	Km	Km	Km	Km
電話番号		----------	----------	----------
許可番号		----------	----------	----------
受入期間		----------	----------	----------
受入条件	工期内	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬	

(イ) 当該業務受注後速やかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し担当職員に提出すること。
また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、業務完成後担当職員に提出するとともに、1年間保存すること。

(ウ) 建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、すみやかにマニフェストA、B２、D及びE票の写しを担当職員に提出すること。

（カ） 管等洗浄による汚泥の取り扱いについて



１．管洗浄により生じる汚泥は汚泥処理施設にて処理を行うこと。

２．汚泥で再生処理できるものは再生処理施設で処理すること。

３．再生処理できない汚泥については中間処理後に下記処理センターにて最終処理すること。

（株）旭川振興公社
旭川廃棄物処理センター

場所　　旭川市江丹別町共和279-2
TEL 0166-63-4153

※中間処理施設で含水比50%未満まで抜水して処分施設の指示にしたがうこと。

(キ) 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。
また、下表の近隣施設一覧を参考とすること。

コンクリート廃材中間処理施設

番号	会社名	所在地 TEL	中間処理許可番号 許可月日	トラックスケール設備の有無	固定移動
1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	0120004844 H10年7月22日	有	固定式
2	前田道路㈱	旭川市東鷹栖東3条2丁目 0166-57-4319	0120006048 H10年7月22日	有	固定式
3	コンストゥラック タカス㈱	上川郡鷹栖町12線2号1605 0166-87-2528	0120038418 H8年3月21日	有	固定式
4	㈱北新興業	旭川市末広8条9丁目5291-1 0166-52-7253	0140019962 H11年7月6日	有	固定式
5	㈱安井組	旭川市東旭川町桜岡24 0166-36-1110	0120007222 H10年8月18日	有	固定式
6	真興建設㈱	旭川市東旭川町桜岡100 0166-36-1732	5020031583 H12年7月4日	有	固定式
7	㈱十商カムイ	旭川市神居町共栄401-1 0166-62-5800	0120019225 H11年9月28日	有	固定式
8	道北建設副産物リサイクル協同組合	旭川市神居町富岡458 0166-63-2554	5020034644 H12年7月16日	有	固定式
9	㈱開組	旭川市東光27条8丁目99-17 0166-31-2136	0120028113 H12年7月16日	有	固定式
10	林建設興業㈱	上川郡東神楽町北3条東2丁目 0166-83-3671	0120026450 H11年12月21日	有	固定式
11	美瑛川砂利砕石販売協業組合	上川郡美瑛町字下莫別第5 0166-92-4533	0120055743 H10年9月3日	有	固定式
12	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290-10 0166-36-2648	0120067419 H12年7月4日	有	固定式

アスファルト・コンクリート廃材受入施設

番号	会社名	所在地 TEL
1	道路工業㈱	上川郡愛別町金富 01658-6-5836
2	林建設興業㈱	上川郡東神楽町北3条東2丁目 0166-83-3671
3	旭川合材㈱	上川郡当麻町宇園別2区 0166-84-2299
4	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608
5	㈱大雪アスコン(4社JV)(大成ロテック・三共・東亜・高橋)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-2421
6	前田道路㈱旭川合材工場	旭川市東鷹栖東3条2丁目 0166-57-4319
7	旭川アスコン(鹿島・花本JV)	上川郡東川町南町1-19-1 0166-82-2433
8	道路建設㈱旭川工事事務所	上川郡美瑛町下宇莫別5 0166-92-1616

抜根･スキ取物中間処理施設

番号	会社名	会社所在地 TEL	中間処理施設所在地 TEL	産業廃棄物処分業許可番号 許可期間	一般廃棄物処分業許可番号 許可期間	一般廃棄物処理施設許可証番号 許可月日	トラックスケール設備の有無
1	コンストゥラックタカス㈱	上川郡鷹栖町１２線２号１６０５	上川郡鷹栖町１２線２号１６０５	0120038418	鷹衛指令第26号		有
				H8.3.21～H13.3.20	H12.7.24～H14.7.23		
2	㈱久保組	上川郡当麻町宇園別２区	上川郡当麻町２８８４番	0140033569	許可第３号		有
				H12.9.13～H17.9.12	H12.12.1～H14.11.30		
3	㈱安井組	旭川市東光１４条1丁目3番6号	旭川市神居町共栄１７０番地	5020007222	旭廃対指令第120034号		有
		0166-26-6777		H10.8.18～H15.8.17	H12.10.20～H14.10.19		
4	八鍬組(有)	旭川市台場２条2丁目4番１６号	旭川市西神楽南１６号３６３	5040046017	旭廃対指令第120012号		有
		0166-61-4649		H9.2.12～H14.2.11	H12.4.1～H14.3.31		
5	花本建設㈱	旭川市7条通１５丁目右6号	上川郡東川町東9号南9	0120006379	東川町許可	環整第386-12号	有
		0166-26-2451	0166-82-2021	H11.6.28～H16.6.27	H12.4.1～H14.3.31	H8.3.29（可搬型破砕施設）	
6	㈱アンビニエンテ丸大	旭川市永山１４条3丁目1-13	旭川市神居町共栄４９３	0120006077			無 H13.7 設置予定
		0166-26-6777	0166-82-2022	H8.6.25～H13.6.24			

産業廃棄物最終処分場

番号	会社名	処分場所在地 TEL	産業廃棄物処分業許可証番号 許可月日	取扱い品目	処分場形式	備考
1	旭川振興公社（旭川廃棄物処理センター）	旭川市江丹別町共和２７９－２ ０１６６－６３－４１５３	504008226 H14.1.22	プ･ガ･木･残･建	安定型 管理型	*旭川市以外は受け入れを行っていない。
2	㈱北新工業	上川郡鷹栖町２８９０-３５他 ０１６６－２５－７５１０	0140019962 H11.7.6	プ･ゴ･金･ガ･建	安定型	
3	名須川商事㈱	旭川市春光台5条8丁目 ０１６５６－７－２５７１	0130040180 H8.6.17	プ･ゴ･金･ガ･建		
4	（有）八鍬組	旭川市西神楽南１６号３４２，３４３ ０１６６－６１－４６４９	0130040181 H8.6.18	プ･ゴ･金･ガ･建	安定型	
5	日東砂利工業㈱	上川郡東川町東１５号 ０１６６－８２－２４４７	0130007221 H10.7.29	プ･ゴ･金･ガ･建	安定型	
6	㈱アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄４９３-１ ０１６６－２６－６７７７	0120006077 H8.6.25	プ･ゴ･ガ･木･紙	焼却	

建設残土受入れ先

番号	会社名	所在地 連絡先	電話	FAX
1	㈱　安　井　組	旭川市神居町共栄		
		旭川市東光１４条１３丁目３番６号	0166-31-5111	0166-31-5185
2	㈱アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄４９３番１	0166-63-1511	0166-63-3103
3	コンストウラクタカス ㈱	上川郡鷹栖町１５線４号	0166-87-2528	0166-87-3267
		上川郡鷹栖町7線１５号１３２番２９	0166-87-5820	0166-87-3713

路面清掃汚泥受入れ先

番号	会社名	所在地 連絡先	電話	FAX
1	コンストウラクタカス ㈱	上川郡鷹栖町１２線２号1605		
		上川郡鷹栖町7線１５号１３２番２９	0166-87-5820	0166-87-3713
2	新　日　章　㈱	上川郡東神楽町字東神楽1253-3	0166-83-3797	
3	シビルサービス㈱	上川郡東神楽町１０号	0166-83-2320	

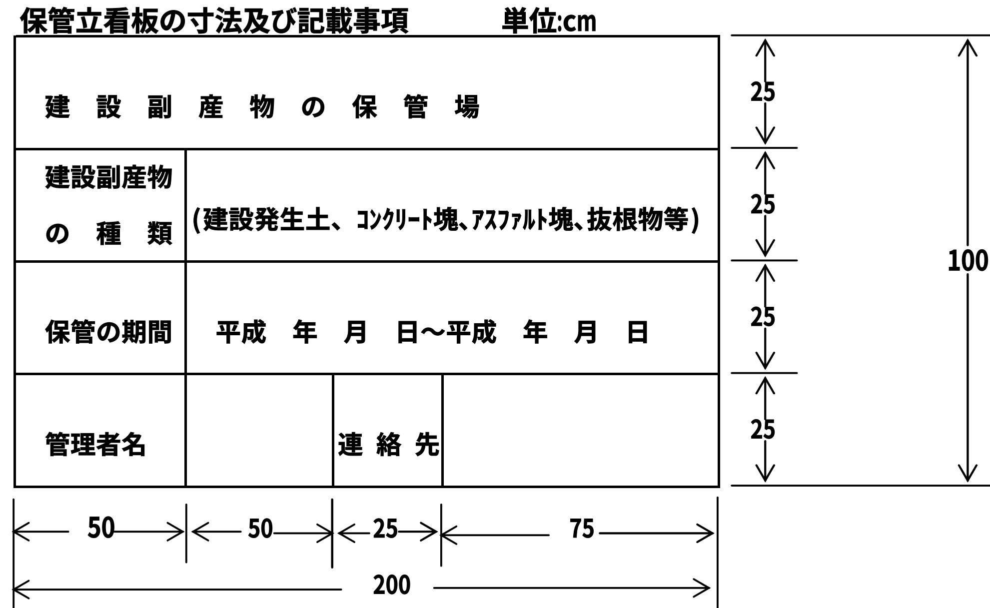
汚泥中間処理及びリサイクル施設

番号	会社名	処分場所在地 TEL	産業廃棄物処分業　許可証番号 許可月日	処理方法及び形態 施設形式	トラックスケール設備の有無	備考
1	協業組合　旭川浄化 (旭川市浄化企業組合)	旭川市江丹別町共和279-2	5020003896	乾燥・濃縮・沈殿	無	無機質汚泥リサイクル処理
		0166-63-4153	H12.4.4	中間処理		
2	新　日　章　㈱ (永山汚泥天日乾燥場)	旭川市永山１４条3丁目138-20	5020039061	乾燥・天日乾燥・油水分離	無	
		0166-26-2011	H13.4.24	中間処理		
3	新　日　章　㈱ (東神楽汚泥天日乾燥場)	上川郡東神楽町字東神楽1253-3	0120039061	乾燥・天日乾燥・油水分離・薬剤固化	無	無機質汚泥リサイクル処理
		0166-83-3797	H13.4.24	中間処理		
4	シビルサービス㈱	上川郡東神楽町１０号	0120018734	天日乾燥	無	無機質汚泥リサイクル処理
		0166-83-2320	H11.6.21	中間処理		
5	コンストウラクタカス ㈱	上川郡鷹栖町１２線２号1605				
		0166-87-5820				
6						

オイルフェンス等処理施設

番号	会社名	所在地 連絡先	電話	FAX
1	㈱アンビエンテ丸大	旭川市神居町共栄４９３番１	0166-63-1511	0166-63-3103

(キ) 建設副産物を仮置きする場合は、保管立看板を設置すること。



(ク) 業務計画書及び完成届けの提出時に「再生資源利用促進計画書・実績書」を添付すること。

(ケ) その他特に定めのない事項については、担当職員の承認に基づき適正な処理を行うこと。

なお、履行時に発生する二次製品の切り端及び後片付けで発生する塵芥等の処理方法を、業務計画書に明記すること。

したがって、業務完了時には写真を添付の上、処理報告を行うこと。

（5）　安全対策関係

☐ （ア）

当該業務は	☐	幅員減少	
	☐	片側通行止め	とする。
	☐	全面通行止め	

☐ （イ）　安全施設類は、担当職員と打合せの上、業務着手前に設置することとする。

［安全施設類］

①	業務標識板	６００×６００
②	お知らせ表示板	６００×６００
③	業務箇所予告表示板	業務区域より５０～５００ｍの間に適宜
④	その他の表示板	

☐ （ウ）　業務期間中は、安全施設類の点検管理を行い、特に作業区域内での車両、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するように配慮することとする。

☐ （エ）

業務の履行時は現場条件に応じて又は警察等第三者との協議に基づき	☐	防護施設等
	☐	道路工事に伴う道路標識等
	☐	交通誘導員

を、交通安全の管理規準により、車両、歩行者及び自転車の通行に支障を及ぼさないよう十分注意して、見やすい位置に設置するものとする。

なお、これにより難い場合は別途協議することとする。

☐ （オ）　交通誘導員については警備業法による警備員とし、（　　）名の配置を予定しているが、配置場所については担当職員と協議するものとする。なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議することとする。

また、完了時において警備日報を提出することとする。

☐ （カ）　本業務が旭川市及び旭川市水道局の発注する工事と工区及び工期が重複する場合は、設置方法及び設置箇所についてあらかじめ担当職員と協議することとする。

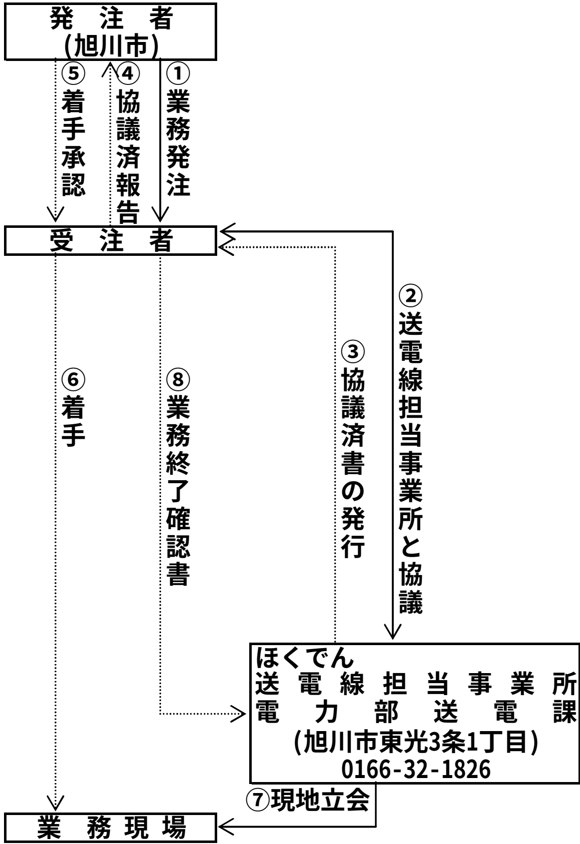
☐ （キ）　業務計画書の安全管理に、現場の安全対策（安全訓練含む）等についての実施計画を明記し、その結果を毎月１回報告書にして提出すること。なお、状況写真等も添付すること。

⑹ その他

（ア） 業務着手前に「北電送電課（３２－１８２６）」と打合せを行い、その内容（夏季様式）を業務計画書に明記すること。
なお、街路樹せん定等関連する業務のみの協議とする。

様式

「ほくでん」送電線に関わる協議



送電線付近工事協議済書

ほくでん　旭川支店　電力部　送電課　印

月　日	平成　年　月　日　時　分 ～　時　分
場　所	
協　議 担当者	施工会社
協議内容	

工　事　終　了　確　認　書

平成　年　月　日　送電線付近作業終了しました。

施工会社　担当印

4　業務方法

第1章　舗装業務

(1) 舗装維持補修（特殊軽舗装維持補修）

ア　巡回により舗装破損危険箇所を発見した場合及び担当職員から緊急指示を受けた場合は、速やかに補修作業を行うと。
（緊急初期対応で常温合材を使用した場合は、改めて加熱合材により補修作業を行うこと。）

イ　補修等の作業は、補修規模など内容が多種多様であることから、業務責任者は使用機械・作業員・資材に関して十分計画を立案し、効率的な業務の実施に努めなければならない。

ウ　アスファルト合材の管理は使用重量とする。

エ　ポットホールの補修は、破損遊離及び不安定な箇所を取り除き、十分清掃した後、接合部にアスファルト乳剤を塗布し、熱合材を充填して敷き均すこと。

オ　くぼみ･段差の補修は、ごみ泥等を取り除き丁寧に清掃した後、ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤を塗布し加熱合材を敷き均す。
また、凍上による段差の補修については解凍により段差がなくなることから、応急的な対応として常温合材を使用してもよい。
また、状況に応じて舗装を削ること。

凍上対策で行う段差解消は、融雪時期の温度変化で日々段差が変化することから、施工箇所のパトロールを強化し状況に応じた対応をすること。段差の補修・撤去の時期が年度をまたぐ可能性があることから、施工箇所について　取りまとめを行い担当職員に引き継ぐこと。

新年度の業務開始時期に担当職員から凍上対策段差施工済み箇所の提供を受けたときは、速やかに全箇所の確認を行い的確な時期に、舗装撤去作業を行うこと。

カ　太い線上のひび割れが生じた場合は、内にあるごみや泥を圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃し、周囲の動く部分を取り除いてアスファルトを充填する。

キ　各補修で加熱合材敷き均し後、タンパー及び振動ローラーにて十分締固め、在来路面とほぼ平らになるように仕上げて、交通解放する。

ク　舗設は部分的なため、剥がれやすいので補修箇所の大きさや深さにより乳剤量･工法を適正に選択し施工すること。
ケ　アスファルト混合物の運搬については、点在する箇所を補修することから積載時間が長くなるため、温度低下を防止するシート類及び保温設備等により、品質管理には十分注意すること。
コ　防じん処理後の路線及びパックストーン路線についても、舗装道路に準じて補修を行うこと。

（2）補修基準

項目	補修基準
ひびわれ（亀甲状ひびわれ･線状ｸﾗｯｸ）	担当職員との協議による。
段差　（舗装面の凸凹等）	発見後速やかに補修する。
崩壊　（ﾎﾟｯﾄﾎｰﾙ･はく離）	発見後速やかに補修する。
変形　（寄り･くぼみ）	担当職員との協議による。
水溜まり	担当職員との協議による。

（3）防じん処理

防じん処理は未舗装道路で、特に自動車通行により砂塵公害の多い道路について、これを防止するため実施するもので受託者は担当職員と協議し的確な時期に施工すること。

ア　路線の点検及び欠損部補修

前年度以前の防じん処理路線について、路面状況を確認し欠損部補修で対応できる路線については段差･ひび割れ･ポットホール等の異常箇所を補修する。補修にあたっては、加熱合材を在来路面とほぼ平らにしタンパーで締め固めを行う。

再度、路盤工から実施を必要とする路線については取り纏めて担当職員と協議すること。

イ　路盤の施工（新設1層式）

既存の路盤をグレーダーにより不陸整正を行い、浮き石･ごみ等は人力で取除くこと。

マカダムローラー及びタイヤローラーにより各3回転圧を行い、平坦かつ堅固な状態にすると同時に滞水等が生じないように仕上げを行う。

路面は適度の湿度を有すること。乾燥している場合は散水して湿度を保つこと。

路盤整正中に路盤等の補強を必要とするときは、担当職員と協議すること。

ウ　骨材の基準

骨材は洗浄され、強硬で耐久生に富み、適当な粒度を持つこと。ごみ･泥･有機物等含有量限度は表ー1の範囲を標準とする。

骨材は扁平でなく、その粒度は表ー2の範囲を標準とする。

表ー1　有害物含有量の限度

含有物	重量百分率
粘土塊	0.5%以下
洗い試験で失われるもの	1.5%以下
軽い石片	5.0%以下

表ー2　骨材粒度

フルイ	13.0～2.5mm
20	100%
13	85～100%
5	0～ 40%
2.5	0～ 10%
1.2	0～5%

エ　表層の施工

表層はバインダー(カチオン系浸透性乳剤)と骨材により形成され、撒布量は下記のとおりである。

①既設1層式　　乳剤 0.153t／100m2、 骨材 1.0m3／100m2

②新設1層式　　乳剤 0.204t／100m2、 骨材 1.2m3／100m2

バインダーの撒布はデストリビューターを使用し、1台ごとに使用数量をチェックし撒布量の正確を期すこと。スプレーﾊﾞｰのノズルは、路面より先端まで 30～60cm 位の範囲とし、撒布が3回重ねになるように調整しなければならない。デストリビューターで撒布できない箇所はスプレーヤーにて撒布すること。

坂道の撒布は原則として坂下より坂上に向かって撒布すること。

縦ジョイントは乳剤撒布後、幅 10cm 程度骨材を撒布せず、隣の撒布時に重ねて撒布しその後通常の作業を行う。

骨材の撒布は、バインダー撒布後遅れずに撒布する。また、骨材は適量を均一に撒布すること。多量に撒布することは浮き石が多くなり危険を伴うので、避けること。

骨材撒布後ﾏｶﾀﾞﾑﾛｰﾗｰ及びﾀｲﾔﾛｰﾗｰにより各3回転圧を行い仕上げを行うこと。

オ　作業性能

防じん処理作業は、施工から10月31日までの破損率が20%以下に維持できる性能とする。

(4)品質管理

ア　補修で使用する材料の品質を証明する資料を整備保管すること。

イ　毎月の報告時に前月出荷1日目の資料を提出すること。

ウ　防じん処理に係わる品質管理は舗装工事に準じて土木工事標準仕様書によること。

(5)写真管理

区分	工　種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度
作業状況	舗装補修	作業前	1作業日1箇所以上 補修30箇所毎	毎月 補修月がない月は不要 補修箇所60箇所で最大10組
		作業中		
		作業後		
安全管理	安全管理	保安施設の設置状況	毎月1回以上	業務完(修)了時に1枚
		交通整理の状況	毎月1回以上	業務完(修)了時に1枚
		安全訓練の状況	安全訓練毎1回以上	安全訓練状況の報告に添付
その他		業務標識	着手後速やかに1回	最初の実施状況報告に添付
		その他	担当職員と協議	担当職員と協議

※防じん処理に係わる写真管理は舗装工事に準じて土木工事標準仕様書によること。

第2章　区画線業務

(1) 区画線標示

ア　道路維持業務における区画線標示は、既設区画線が消失、あるいは消失しそうな箇所で車両交通上支障のある箇所について再度区画線標示を行うものである。
　実施時期は、融雪後遅くならない時期とする。

イ　本業務履行前に試験作業(区画線試験法)を行い、報告書を提出して担当職員の承諾を得るものとする。ただし、別の試験結果(同年度で同じ機械、同条件で試験)を担当職員に提出し承認を受けた場合は試験作業を省略することができる。

ウ　区画線標示作業時の機械走行速度は試験作業結果に基づき決め、低速タコメーターを装備しなければならない。

エ　試験作業によって決められた走行速度、使用圧力、ペイント温度等の条件は、本業務履行中担当職員の承諾なしに変更してはならない。

オ　加熱ペイント式の温度は50℃～80℃とする。

カ　常温式ペイント式に用いる希釈材は、メーカーの指定するものとし、使用量はペイントの10%以下でなければならない。加熱ペイントの場合は、希釈材を混合してはならない。

キ　ガラスビーズの撒布は、ペイントのスプレー噴射による塗装と同時または直後に吹き付けを行い、塗装面に均等に定着させ、反射に明暗陰影があってはならない。

ク　塗装後、直ちに車両及び歩行者の通行による塗膜の移着防止のため、極力交通に支障をきたさないように防護器具を配置し、十分乾燥した時点でなるべく早期に撤去して通行の復元を図ること。

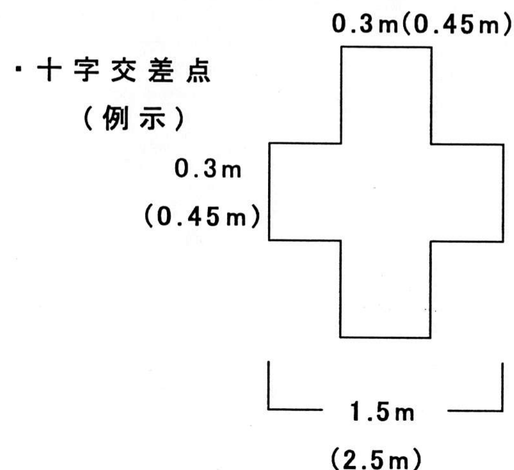
ケ　区画線の抹消を必要とする場合、路面を著しく損傷させることなく消さなければならない。

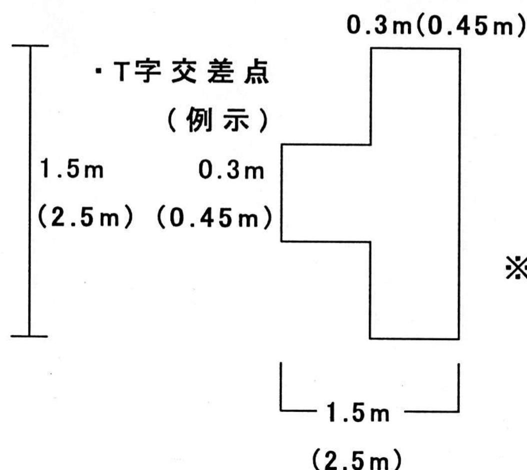
(2) クロスマーク設置基準

ア　クロスマークは道路交通法など法的に体系づけられているものではなく、交差点の存在を明らかにして注意義務を喚起させ交通安全を確保するものであり、公安委員会の要請により設置している。
　既に標示されている箇所は、前項1のア)のとおりとする。

新たに公安委員会から要請のある箇所については、担当職員と協議のうえ設置するものとする。

イ　標示方法は、交差点中央に「十」字または「T」字の記号を溶融式白色ペイントにより標示する。





※例示のクロスマークの数字は交差する道路の双方または一方が6.5m未満の交差点を示し、6.5m以上の交差点は()書きの数字を使用する。

(3)ドット線設置基準

ア　ドット線は一時停止のある交差点で規制のある側の車を確実に停止させるために、公安委員会の要請により設置している。

既に標示されている箇所は、前項(1)のアのとおりとする。

新たに公安委員会から要請のある箇所については、担当職員と協議のうえ設置するものとする。

イ　標示方法は、外測線ラインの交差点内で幅30cm、長さ50cmピッチで溶融式白色ペイントにより標示する。

(4)完了(修了)時提出書類

・業務報告書(期間全体及び2日毎報告書)
・出来高関係(施工員数集計・路線別・区画線別、施工路線図)
・走行時記録表(タコグラフ等)
・使用材料関係(集計表、納品書、納入材料写真、試験結果報告書)
・出来高測定結果表及び偏差グラフ

・走行時記録表（タコグラフ等）
・使用材料関係（集計表、納品書、納入材料写真、試験結果報告書）
・出来高測定結果表及び偏差グラフ
・試験片集計表
・試験施工報告書

第4章　造園業務

（1）街路樹せん定

ア　街路樹のせん定は、樹形・樹姿の調和のとれた美しさが発揮されるよう、樹冠内枝葉が混みすぎた時点で参考資料「標準作業日程」により適宜せん定を行うものとする。

また、枝が歩行者・自転車及び車両の通行に支障となる場合、建物や個人の庭に悪影響を及ぼすとき、信号機・標識及び街路灯に支障となる箇所のせん定を行う。

イ　建築限界内は原則としてせん定を行う。（歩道 2.5m、車道 4.7m）

ウ　それぞれの樹種の自然形に近い形を作るようにし、幹は直立てに仕上げること。

エ　作業は上方から下方に進め、不必要な枝をまず取り除き、樹形を整えるための枝の切り詰めは後で行うこと。

オ　残る枝は放射状で全体に行き渡り、かつ重なり合っていないことが必要である。

カ　枝を切り離す場合は、幹に沿って平行に切り、枝の切り残しをしないこと。この場合、必ず切り落とす枝の下側に鋸目を入れて（裏切れ）から、上側から切り取ること。

キ　芽の残す方向には特に注意すること。これは、頂芽優先の原則から先端の芽の方向により、樹形にも、不必要な枝の発生にも影響が大きいからである。

最適な芽は外芽（横芽）であり、下芽・上芽はそれぞれ逆さ枝・徒長枝の原因となる。

ク　せん定と整姿について参考資料に示す。

ケ　せん定作業のほか、樹木に縛られている針金等を除去すること。

コ　作業時に、樹木上の作業者と樹木下の作業者はお互いに連絡を取り合い、周辺の安全を確認して作業を進めること。

サ　せん定作業着手前に担当職員の現地での指示により作業を開始すること。

シ　完了（修了）時提出書類

・せん定後の樹木状況　様式６－２（住宅地図に街路樹の位置と番号記入）

・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。（1路線3組程度）

（2）　街路樹伐採

ア　老木となって危険な街路樹・市民生活に支障となっている街路樹等を伐採及び伐根する作業であり、担当職員の指示する街路樹とする。

イ　作業前に作業場所周辺の状況（交通量・建物の位置等）を十分確認し、地先等に損害を与えないようすること。

ウ　樹木上の作業者と下の作業者は、お互いに連絡を取り合い安全確認を十分行って、切り枝の落下事故等防ぐこと。

エ　伐根作業にあたっては、地下埋設物等に注意し必要最小限の幅の掘り取りとすること。

オ　伐根後の穴は、道路上は砂利（路盤）・緑地は良質土で速やかに埋め戻し、転圧すること。

カ　伐木・伐根は速やかに現地から搬出し、自己または再生処理施設でリサイクル処理すること。また、作業現場の後かたづけ及び清掃を丁寧に行うこと。

（3）　街路樹消毒

ア　街路樹の消毒は、害虫の駆除を目的として実施する。害虫のふ化後、適切な時期に消毒作業を行うものとする。

イ　消毒はアブラ虫（ｽﾐﾁｵﾝ乳剤・ｽﾌﾟﾗｻｲﾄﾞ）、ケムシ（ﾃﾞｲﾌﾟﾚｯｸｽ乳剤）、カイガラ虫（ｶﾙﾎｽ乳剤）を対象としているが、害虫の発生状況により変更する。

また、消毒箇所以外でも害虫は発生することから、担当職員と十分協議し消毒作業を行うものとする。

ウ　薬剤の希釈倍数及び散布量

薬剤及び希釈倍率		散布量（街路樹1本当たり）	
薬剤名	希釈倍率	幹　周	散布量
ｽﾐﾁｵﾝ乳剤・ｽﾌﾟﾗｻｲﾄﾞ	1,000～750	C＜30cm	1.2ﾘｯﾄﾙ
ﾃﾞｲﾌﾟﾚｯｸｽ乳剤	1,000～500	30cm≦C＜60cm	6.5ﾘｯﾄﾙ
ｶﾙﾎｽ乳剤	1,000	60cm≦C＜90cm	16.0ﾘｯﾄﾙ
展着剤（ｽﾌﾟﾚｲｻﾞｰ）	5,000	90cm≦C	28.0ﾘｯﾄﾙ

エ　作業上の注意

①薬剤使用に当たり取扱説明書をよく読みその指示に従った取扱をすること。特に希釈倍数・散布量・使用期限・使用法を守ること。

②作業員には、事前に健康を確かめ体の弱っている人や妊産婦等には散布作業をさせないこと。

③散布作業現場には関係者以外の人を近づけないこと。歩行者のいる場合は散布作業を中断すること。

④散布液の調整や散布作業には必ずマスク・ゴム手袋を着用し、専用の作業着・帽子・長靴等を着用して露出部分を少なくすること。

⑤一人で連日長時間の散布作業は絶対に避けること。

⑥散布作業が終わった後や、休憩・食事前には必ず石鹸で顔や手足をよく洗い、うがいをすること。

⑦薬剤の空き袋・空き瓶は処理を確実に行い、使った容器や器具・作業着等は速やかによく洗うこと。

⑧使い残しの薬剤は密封して薬剤専用の保管箱に収納し、必ず鍵をかけて保管すること。

⑨めまい、吐き気等の症状を感じたら、薬剤の種類に応じた応急手当を施すとともに、必ず医師の診断を受けること。

⑩地域住民や動物・作物等に中毒事故や薬害がでた場合は、速やかに関係方面に連絡を取り対策を講じること。

⑪薬剤散布については風のない日及び比較的風の影響の少ない日を選んで実施すること。また、多少の風でも風向きに注意し、民家の窓の方向に向けての散布はしないこと。

⑫散布作業は早朝から実施し、午前7時までに終了することとする。原則として日中散布は行わないこと。

⑬薬剤によっては薬害や変色等の出ることがあり、くれぐれも人や車両等にかからないように十分注意すること。

⑭水飲栓・水飲台等が近くにある場合はビニール袋・シート等を被せて直接薬剤がかからないようにすること。

オ　薬剤散布にあっては注意を要することから、必ず誘導員を配置すること。

カ　完了（修了）時提出書類

・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。（30本1組程度）

（4）　街路樹植栽

ア　街路樹の植栽は、何らかの事情により植樹桝の樹木が消失している箇所で、担当職員が指定する箇所に植栽するものである。樹種、寸法・品質規格、支柱方式等も担当職員の指示により行う。

イ　樹木は道内産または道内苗圃で1年以上育成され、発芽良好で樹姿がよく整い指定の寸法があるものとする。
また、病害虫等の被害がなく、あらかじめ植出しに耐えるような細根の多い栽培品であること。
ただし、樹種によっては栽培品でなくともこれと同等の良質のものと認められるものは採用することができるので、担当職員と十分協議すること。

ウ　樹木が現場に搬入されたときは、寸法規格・品質規格及び数量を確認すること。また、必要な場合は樹木の搬入に先立って、あらかじめ苗圃での下検査を行うこと。
なお、堀取り・荷造り・運搬中の折損や、堀上げ後長時間放置による樹勢の衰えた樹木は、受託者の責任と費用で取り替えること。

エ　樹木の高さ、目通りの幹まわり（地ぎわより 1.2m のところの幹周長）、枝まわり、枝張りの寸法は、特に指示のない限り最低限度を示すものとし、枝下の寸法は最高寸法を示すものとする。

オ　樹木の樹姿は下記のとおりとする。

①樹種の特性に応じた自然樹形で、全体的に整っていること。

②幹がほぼまっすぐであること。

③枝葉の密度は、配分が四方に均等であり、徒長的な成長をしておらず、節間が詰まって細枝が多く、着葉密度が良好であること。

④枝下が上がっていないこと。

カ　樹木の樹勢は下記のとおりとする。

①充実した生気ある生育をしており、移植容易なように根づくりされたものであること。

②根系の発達がよく、四方均等に配分され、根鉢範囲に細根が多いこと。

③樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢崩れのないよう堅固に根巻きされ、特に根部の養生を十分にするなど（乾きすぎていない状態）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。

④正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色・変形）や軟弱葉がなく、生き生きしていること。

⑤樹皮は損傷、ゆ傷痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。

⑥自然な枝の姿を保ち、枯損枝、枝折れ等の処理及び必要に応じ適切なせん定が行われていること。

⑦病害虫の発生のないもの。過去に発生したことのあるものは、発生の影響が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう

育成されたもの。

キ　堀取り及び運搬は下記のとおりとする。

①根鉢は、常緑樹は根元直径の5倍、落葉樹は6倍以上の長さを直径とする大きさに根株を掘取り、必要に応じ鉢土の崩れないようナワ･ムシロ等で根巻きをすること。

②堀取りは、初め垂直に掘下げ、側根がなくなってから底部に向かって丸みをつけて堀取ること。なお、大きな根のある場合には、鉢よりもやや長目に丁寧に鋸で切り取り、細根の密生しているときは出来るだけ残すこと。

③運搬は樹根･樹姿･樹皮等を損傷しないように注意し、特に細根が乾燥により枯死しないよう必要に応じて保護養生すること。

ク　植付けは下記のとおりとする。

①客土は植物の生育に適した土壌で、雑草･石礫等植物の生育に有害な雑物を混入しないこと。

②納入当日植栽できない分は、根部の乾燥･枝等の折損のないように仮植するかまたは、完全な保護養生すること。

③特に指示のない限り、樹木の根に応じて余裕のある大きさに掘り生育に害のある雑物は取り除くこと。

④樹木は現場に応じて見ぎわよく向け、姿勢を決めること。

⑤樹木は植穴の中心に垂直になるように植付け、客土や土壌改良材を根周りに入れながら、土ぎめの場合は小棒等で根を傷めないように十分隙間なく突き固め、水ぎめの場合は冠水とともに土を根の周りに隙間なく流入させ、埋め立て、地均しの後、適宜水鉢を設けること。

⑥根付け後は、ふところ枝･あまり枝･からみ枝の切りすかし、その他必要な手入れをすること。

⑦樹種、樹齢により必要な場合は幹巻をすること。幹巻はコモまたはワラ等を用い、主幹及び主枝の一部をシュロ縄2本あわせで 10cm 内外の間隔で巻き上げること。

ケ　支柱は下記のとおりとする。

①支柱及び添木等に使用する丸太は、所定の寸法を持つ皮はぎ丸太で、割れ、腐朽のない、平滑で真っ直ぐな幹材で、所定の防腐処理の施工されたもの、または焼丸太とする。

②植付け終了の樹木には速やかに丸太、または竹等をもって所定の支柱を取り付けること。

③樹木と支柱丸太との結束部は、杉皮で保護の上、シュロ縄で堅固に結束し、割縄かけとすること。また、支柱丸太は元口部を中心に打ち込み、竹支柱の場合は竹の先端は節止めとし結束部には竹に鋸目を入れナワの遊動を防ぐこと。

コ　植栽場所に枯木がある場合は、枯木を撤去し植栽すること。

サ　植栽樹木等の補償期間については、業務完了引き渡し後1年とする。

補償内容は、枯死した場合、形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね2/3以上となった場合または、通直な主幹を持つ樹木について樹高の概ね 1/3 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む）となった場合に、当初植栽した樹木等と同等またはそれ以上の規格のものに受託者の責任において植え替えるものとする。植え替え時期等については、担当職員と打ち合わせること。

ただし、天災等により流欠・折損・倒木した場合は、この限りではない。

シ　完了（修了）時提出書類

・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。また、樹木の寸法規格、支柱の寸法等が分かる写真を添付する。

（5）　街路樹害鳥・蜂等駆除対応

ア　鳥類・虫類が、道路通行人に害を及ぼす、あるいは支障をきたす等の事例が生じたときに、その駆除対応を行うものである。

駆除とは捕捉に限らず、巣を撤去して追い払う、巣ごと移設する等のその時々の状況で判断される。

イ　雀蜂については、その危険性から巣ごと殺虫処理となる。担当職員から指示のあった時は、速やかに対応すること。

ウ　街路樹上の巣の対応は、原則として高所作業車により行う。

エ　作業終了後は関係書類を速やかに担当職員へ提出すること。

（6）　緑地帯維持

ア　緑地帯維持は、道路緑地帯を日常的な維持作業で良好に保つために行う。

イ　日常維持作業

①支柱補修及び撤去

・折れ、曲がり、緩み等が生じた支柱を補修する。

・木の生長により、きつくなった縄を締め直す。

・根が定着し倒木の危険がなくなった樹木の支柱は撤去する。

②低木及びツル生植物の刈り込み

・枝の伸びすぎで、見通しが悪く支障となっている箇所は、枝を刈り取る。

・枝が腐り、枯れ、病気に罹る等の箇所は、枝を刈り取る。

・伸びすぎや折れで樹形を悪くしている枝は刈り取る。

・生育を悪くするツルは刈り取る。

③高木の管理

・信号・交通標識を覆い隠し、機能を阻害している枝を切り払う。

・伸びすぎて歩行者・車両の通行に障害となっている枝を切り払う。

・街灯の明かりを遮り、明かりが道路に届かなくしている枝を切り払う。

・根元から出ているやご・胴から吹き出ている胴吹きなど景観を悪化させている枝を刈り取る。

・自然の樹形から飛び出して樹形を壊している枝を刈り取る。

④危険木・高木の処理

・大雨・強風等で折れたり、倒れたりした木を処理する。

・枯れて危険になった木（幹周30cm程度以下）を、伐木処理する。

⑤緑地帯の清掃

・空き缶、空き瓶等を拾う等の簡易な清掃を行う。

⑥散水

・干ばつ時期に樹木の状況をみて、必要に応じて散水する。

⑦巡視点検

・緑地帯を定期的に巡視点検し、危険状況等早期発見した時は必要な処理をし、担当職員に連絡すること。

ウ　緊急維持作業

担当職員の指示により緊急に必要となった作業を実施する。

エ　草刈作業

作業は、第6章土木業務（6）草刈等に準ずるが、緑地帯の草刈は住宅地に近いこともあり草丈15cmを目途に実　施し、

刈草は速やかに集めて現地から搬出すること。また、緑地帯に地先町内会や住民が花木等を植えている箇所があり、草刈作業で誤って刈り払わないように注意すること。

オ　除草・刈り込み作業

植えられている花木の伸びすぎた枝・枯れた葉及び花木以外の草を取り除く作業を行う。取り除いた草・葉等は速やかに集めて現地から搬出すること。

カ　宿根草の維持作業

①樹種により次のような維持作業を行う。

・株分　～　大きくなった球根を掘り取り、分割整理して植え替える。

・植替　～　球根を掘り取り、根を整理して再度植える。

・間引　～　混みすぎた球根・弱っている球根を引き抜き処理する。

・刈取　～　花が終わり地上部が枯れたら、地上 5~10cm で刈り取る。

・枯葉刈取～晩秋に枯葉が目立つ場合に枯葉部分を刈り取る。

・すじ切～　5~10cm の幅ですじ状に根を切り取り処理する。

・花穂刈取～花が終わり花穂が枯れたら、穂の部分を刈り取る。

・地上部刈取～花が終わり葉が枯れてきたら、地上部を刈り取る。

・せん定～　古い枝を根元から切り取り更新させ、新梢の発生を促進させる。

・刈込　～　飛び出している葉・枯れている葉を刈り込み形姿を整える。

・縄縛　～　刈り取り後、縄で株毎に縛り冬囲いする。

・株植込～　古くなって弱っている株を取り除き、新たな株を植え込む。

・除草　～　前項オの作業。

②作業で発生した古い球根・枯葉等は、自己または再生処理施設でリサイクル処理すること。

③作業は、生育・天候の状況により担当職員と十分協議して実施すること。

キ　生垣刈込作業

①生け垣から伸びすぎた枝・枯れた枝等を刈り取り樹形を整える。

②取り除いた枝は速やかに集めて現地から搬出し、自己または再生処理施設でリサイクル処理すること。

③実施時期は現地の状況を調査し、担当職員と協議して実施すること。

ク　完了（修了）時提出書類

・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。（1km1組程度）

第4章　土木業務

(1) 路面清掃

ア　路面清掃は、舗装道路で道路交通上支障となる塵あい(土砂・塵芥・落葉等)を清掃作業により道路から撤去する作業で、安全で快適な道路環境を維持することを目的に実施する。

イ　作業は主に春期・夏期・秋期に分けて、時期に応じた適切な作業とし作業計画は担当職員と十分協議すること。

ウ　春期作業は、冬期間に行った防滑材散布路線を対象に防滑砂利の回収を中心に行う。作業は路面清掃車1台、散水車1台、4tダンプトラック1台、普通作業員1～2名(歩道掃き出し有りの場合は更に2～3名)を、標準組み合わせとする。

清掃車作業に先立ち、締め固まった防滑砂利の掘り起こし、粗大塵あいの除去、障害物の除去等を行う。その後散水をして清掃車作業を行う。ただし、路面凍結のおそれのある場合は、散水をしないこと。また、作業後掃き残しがあった場合は、その処理を行うこと。

収集した塵あいは、4tダンプトラックに積み込み、指定されたリサイクル施設へ搬入するものとする。なお、真空式路面清掃車を使用した場合は、水分が多いことから清掃車が直接リサイクル施設へ搬入すること。

エ　夏期作業は、生活道路も含めて塵あいの多い路線から順次清掃作業を行う。

作業は路面清掃車1台、普通作業員1～2名で行い春期作業に準じて実施する。

収集した塵あいは、指定されたリサイクル施設に直接搬入するものとする。

オ　秋期作業は、街路樹の落葉等の処理を中心に作業を行う。

業は路面清掃車1台、普通作業員1～2名(歩道掃き出し有りの場合は更に2～3名)で春期作業に準じて実施する。 ただし回数は1路線につき原則として3回とする。(一部路線回数増、設計書による。)

収集した塵あいは、指定されたリサイクル施設に直接搬入するものとする。

カ　歩道掃き出し作業は、歩道部に堆積または散乱している塵あいを人力により車道部に掃き出す作業で、その後路面清掃車により車道の塵あいと合わせて収集するものする。

このとき、路面清掃車の作業計画と合わせた歩道掃き出し作業であり、単独での掃き出し作業は行わないこと。

秋期作業における掃き出しは、路面清掃車の作業の1回目と3回目に行うものとする。

人力による掃き出し作業に代わって、歩道用路面清掃車により作業を行う場合は市の使用承認を受けて作業を実施するこ

と。この場合は単独作業でも支障はない。なお、作業に当たっては歩行者に十分注意すること。
キ　路面清掃作業では、散水車及び清掃車散水用水を使用し土埃を最小限に抑えるようにすること。
ク　路面清掃作業で、雨水施設（桝・側溝等）に塵あいが入らないように収集すること。また、雨水桝上に塵あいを残すことのないように実施すること。
ケ　路面清掃車の作業速度は下記のとおりとする。

	春期作業	夏期作業	秋期作業
ブラシ式	3.3km/h以下	5.0km/h以下	3.3km/h以下
真空式	4.0km/h以下	6.3km/h以下	4.0km/h以下

コ　冬期間の防滑材散布に伴い春期作業で路面清掃を行うが、雨水桝目皿部分に防滑材が詰まり清掃作業で取れない箇所は、別途人力により蓋を開けて清掃を行う。このとき、防滑材を雨水桝内に落とさないように注意して回収作業を行うこと。なお、真空式清掃車にアタッチメント装着で人力併用の作業を行ってもよい。
サ　巡回で道路上の障害物等があった場合及び担当職員から緊急指示を受けた場合は、速やかにそれらの除去・清掃を行うこと。
シ　完了（修了）時提出書類
・リサイクル施設受け入れ伝票
・雨水桝人力作業報告書
・タコグラフチャート紙
・緊急対応総括表及び処理事項内訳書
・写真管理

区分	工　種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度
作業状況	路面清掃	作業前	1作業日1路線以上	毎月 清掃がない月は不要
		作業中		
		作業後		

その他	緊急対応	作業前 作業後	出動毎	出動毎に報告

（2） 砂利道補修

ア　砂利道補修は、わだち掘れ・穴等の解消のため、標準作業としてグレーダーによる不陸整正作業を行い、必要に応じて切込砕石を補充し敷き均しを行うものである。

イ　砂利道における路面砂利は、車両通行による自然転圧により路面の安定を図ることから、補足砂利の入れすぎは不安定さを増すことになり、また歩行者・自転車等の通行に支障をきたすことから、適正な量を補足すること。

ウ　路肩部に砂利が寄った状態で、不陸整正作業のみで路面砂利に不足のない場合はその時点で作業を終了すること。

エ　切込砕石の規格は0～40mmを標準とする。

オ　不陸整正作業では、路面が平らになるようにし、2車線道路では若干の横断勾配（4％程度）を付け、または片勾配にし、路面排水が速やかに側溝に流れるように行う。また、路肩部が高く側溝に流れない場合は、30m～50mの間隔で路肩部に切り込みを入れ路面の水抜きを作ること。

カ　側溝のない箇所で、山側の水を受ける必要のある箇所は、簡易的にグレーダーのブレードで角度を付けて浅い側溝を掘り、不陸整正で路肩を作る作業を行うこと。

キ　補修作業に当たっては、巡回業務の報告に基づき作業計画を立て、担当職員と十分打合せを行うこと。

ク　完了（修了）時提出書類

・砂利伝票

・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。（1路線1組）
補足砂利の敷き均しのときは、砂利搬入・敷き均しの写真追加のこと。

（3）ブロック舗装補修

ア　ブロック舗装には、平板・インターロッキング・レンガ・視覚障害者誘導用等のブロック及び平石張りによる路面・階段、特殊植樹桝、ベンチ、ブロックの止め石・縁石等が対象となる。これらの破損・不陸・がたつき・目地切れ等が生じた箇所を補修することにより、事故の防止を図る。

イ　補修方法は当該箇所の在来の工法（砂基礎・モルタル基礎等）とし、破損原因により工法の変更が必要な場合は、担当

職員と協議し実施すること。

ウ　補修材料は再利用を原則とするが、破損や老朽化が進み再利用しがたい場合は、担当職員と協議のうえ新材を使用すること。

エ　補修にあたっては、安易に施工することなく熟練した技術者の判断に従い、路盤や透水シートの状態を確認し、破損の原因に応じた的確な補修を行うこと。

また、破損箇所周辺のブロックも点検し目地切れ等を起こしている場合は必要な箇所まで補修作業を行うこと。

オ　敷きモルタル・目地モルタル等を施工した場合は、必要な養生期間を取った後交通解放すること。

カ　完了（修了）時提出書類

・写真は、作業前・作業中（必要に応じ）・作業後をセットとして全箇所撮影し、5箇所に1箇所程度写真としてを提出すること。

（4）－1排水施設補修

ア　排水施設補修として、雨水桝・雨水マンホールの補修及び高さ調整、U 型及び L 型トラフの補修・トラフ蓋破損箇所の取替、道路横断管の補修、側溝のしゅんせつ（清掃土砂処理・機械しゅんせつを除く人力及び一般土木車両によるしゅんせつ）、素堀側溝の掘削、水溜まり箇所の水抜き（雨水桝・簡易ホールの新設）等を行い、安全で快適な道路環境を維持する。

イ　補修箇所は担当職員の指示により、実施延長・位置等十分打合せを行うこと。

ウ　補修等の作業は、その内容が多種多様であり、施工規模も小さい場合が多いので、業務責任者は十分な作業計画を立案し、使用機械・人員・資材の適正配置を図り、効率的な施工を心掛けなければならない。

エ　桝やトラフの蓋破損は重大事故につながる可能性があるので、バリケード等の応急処置と同時に、取替作業を速やかに実施すること。

エ　桝類の高さは路面より1～2cm 低く設置し、路面排水が速やかに排除できるようにすること。

オ　しゅんせつ土砂はその性状に応じて建設土砂あるいは汚泥とし、発生後速やかに指定されたリサイクル施設へ搬入するものとする。

カ　完了（修了）時提出書類

・リサイクル施設受け入れ伝票
・写真は、作業前・作業後及び作業中の必要な写真を提出のこと。（1箇所1組）

（4）－2側溝土砂処理

ア　側溝土砂処理は、春秋の清掃月間を中心に町内会が自主的に道路側溝等の清掃を行うことにより排出される土砂を回収し、特記仕様書に指定された処理施設まで運搬処理するものである。

イ　作業箇所及び時期については、担当職員の指示によるもとし、十分打ち合わせを行うこと。

ウ　積み込み作業に当たっては、土砂が点在していることから取り残しのないように十分注意すること。また、土砂の堆積箇所は出来る限りきれいにすること。

エ　完了（修了）時提出書類
・処理施設受け入れ伝票
・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。（1町内2組）

（4）－3機械しゅんせつ

ア　機械しゅんせつは、道路排水施設に流入した土砂及び汚泥等が堆積し、それにより発生する流出阻害を防止するため、その原因となるものを高圧洗浄車等のしゅんせつ専用車で除去するものである。

イ　作業箇所及び時期については、担当職員の指示によるものとし、十分打ち合わせをすること。

ウ　しゅんせつ作業に当たっては、発生した土砂及び汚泥等を道路に飛散させないこと。

エ　作業のために取り外した蓋等は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないように、完全に据え付けること。

オ　回収した土砂及び汚泥等は、天日乾燥し再利用または最終処分を行うものとし、特記仕様書で指定された中間処理施設へ運搬搬送すること。

カ　完了（修了）時提出書類
・処理施設受け入れ伝票
・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。（1箇所2組）

（5）道路施設補修

ア　道路施設補修として、縁石類・柵類（車止め・歩道柵・ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ・ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ等）・高欄・視線誘導標類（ﾎﾟｽﾄｺｰﾝの冬期取り外しに係わる設置・撤去含む）・標識類（旭川市設置分）・道路法面施設等を対象として補修作業及び移設・新設作業を行う。

また、道路凍上対策として段差の発生した箇所の応急処置として、麻袋の設置及び解凍後の撤去を行う。

イ　補修箇所は担当職員の指示によるが、巡回で発見した交通に支障のある破損施設は、速やかに緊急対応を行い、担当職員と補修方法等について協議すること。

ウ　補修等の作業は、その内容が多種多様であり、施工規模も小さい場合が多いので、業務責任者は十分な作業計画を立案し、使用機械・人員・資材の適正配置を図り、効率的な施工を心掛けなければならない。

エ　補修材料は再利用を原則とするが、破損や老朽化が進み再利用しがたい場合は、担当職員と協議のうえ新材を使用すること。

なお、支柱の折れ等で溶接で対応出来る場合、柵等の曲がりで簡易加工・塗装で対応できる場合等では、安易に新材を用いず再利用を図ること。

オ　使用不可能な施設の破損で、純正品でなくとも代替え品で対応可能な場合は、代替え品を用い、補修費用の低減を図ること。

カ　冬期間取り外すポストコーンの設置・撤去については、その時期について担当職員と十分打合せを行い、適切な時期に実施すること。

また、設置・撤去の時期が年度をまたぐことから、取り外した資材等の管理について担当職員の指示に従うこと。

キ　凍上対策で行う麻袋の設置は、融雪時期の温度変化で日々段差が変化することから、設置箇所のパトロールを強化し状況に応じた設置とすること。

また、設置・撤去の時期が年度をまたぐ可能性があることから、設置箇所について取りまとめを行い担当職員に引き継ぐこと。新年度の業務開始時期に担当職員から麻袋設置済み箇所の提供を受けたときは、速やかに全箇所の確認を行い的確な時期に、撤去回収作業を行うこと。

ク　カーブミラーの向き調整は、2人1組で行い対象方向が的確となる位置にセットすること。

ケ　完了（修了）時提出書類

・写真は、作業前・作業中（必要に応じて）・作業後をセットとして全箇所撮影し、10箇所に1箇所写真として提出のこと。

（6）草刈等

ア　草刈等の業務は、道路路肩及び法面等で草丈が長くなり車両や通行人の見通しが悪くなる箇所及び路面に倒伏することで交通に支障をきたす箇所、営農地帯で害虫の発生が予想される箇所、河川・水路等で流水を阻害する箇所等で適切な時期に草刈を実施するものである。

イ　草刈作業種別は路線調書によるが、原則として草刈装置付きショベル車両（草刈車両）で実施可能な箇所は草刈車両で行い、不可能な箇所は人力による肩掛け式刈り払い機または鎌による作業とする。使用する機械については業務計画書に記載すること。

ウ　作業前に石または缶類等の業務に支障となるものを除去すること。

エ　作業中は通行人及び車両への事故がないように十分配慮し、必要に応じて誘導員を配置すること。

オ　草刈は出来る限り地際（30mm 以下）で刈り払うこと。

カ　刈草の集草・運搬・処理が必要な路線及び刈草処分不要路線は路線調書による。

刈草処理路線においては後片づけ及び清掃を丁寧に行うこと。また、処分不要路線においても刈草が車道上に散乱しないように注意すること。

キ　刈草の処理は、リサイクルを目的とし指定された処理施設に搬入すること。

地先住民より刈草の提供を求められた場合は、担当職員と協議のうえ対応すること。

ク　住宅等の地先に植えてある花株等を誤って刈り払わないように十分注意すること。

ケ　作業実施時期について、草丈等の状況を巡回で確認しながら適切な時期を判断し、担当職員と協議し実施すること。（草丈が最長となってから穂が実る直前までが最適）

コ　完了（修了）時提出書類

・履行実施図及び路線別出来高調書

・タコグラフチャート紙（草刈車両使用の場合）

・写真は、作業前・作業中・作業後を3枚1組として提出のこと。（1km1組程度）

(7) 緊急初期対応

ア　緊急初期対応として、道路陥没及び路肩欠損等に対する応急処理・オイル流出に係わる油回収作業・交通事故後の散乱処理・道路路面以外の不法投棄物の回収等不測の事態に対して応急的措置を施すものである。

イ　巡回で異常事態を確認した場合は、ただちに危険回避の措置を施し、担当職員に報告を行い、その後の処置について指示を受けて処理にあたるものとする。

ウ　異常事態が生じたとき、原因者がいる場合はそのものが負担して現状復旧されるべきものであることから、初期対応は他に被害を拡大しない範囲で最小限にとどめ、担当職員に報告し、次の指示を受けること。

エ　オイル流出事故対応では、オイルフェンス等回収資材を常備し、緊急出動出来る体制を整えておくこと。

オ　作業終了後は関係書類を速やかに担当職員へ提出すること。また、緊急事態状況及びその処理状況について必要な写真を関係書類に添付して提出すること。

(8) 災害対応

ア　災害時の対応計画書を作成し、市に提出すること。

災害対応計画書は、担当職員と協議して地区内の危険ポイントを洗い出し、各箇所毎に受託者が対応できる内容を記載すること。

また、構成員別の出動出来る人員・車両等を取りまとめること。

イ　特に集中豪雨に伴う河川・水路の氾濫、長雨による河川水位上昇での内水排除については具体的に対応策をとること。ポンプ揚水しなければならない箇所は排水量を決め、必要な口径のポンプ及び発電機の調達先まで含めた計画とすること。

ウ　災害用土のうを200袋作成し、備蓄すること。

なお、土のうは夏から秋にかけての災害シーズンを終えた後、凍上対策の段差解消に利用するものとする。残った土のうは担当職員の指定する保管場所に移動するものとする。

土のう中詰め土は砂を使用し、50%程度の充填率とすること。

エ　災害時は危険ポイントを中心に巡回を行い、異常箇所の早期発見に努めること。

また、災害対応計画書に基づく出動態勢を整え、担当職員の緊急指示に従うこと。

地域住民対策チェックシート

様式－１

委託名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受託業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務箇所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　確認書＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

項	目	備　考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
道路使用関係	１．通行者の交通安全対策はよいか	誘導者の配置など																															
	２．業務用車両による交通障害はないか	路上駐車など																															
	３．業務用車両のタイヤの洗浄はよいか																																
	４．現場周辺の清掃はよいか																																
	５．道路の使用許可はよいか	警察署、15～30日前																															
	６．ラッシュ時の施工状況は適切か																																
公衆の安全	１．仮囲い及び安全施設はよいか	バリケード、赤ランプ、工事標識など																															
	２．飛来落下物の恐れはないか	固定状況、ネット、シート、朝顔など																															
	３．現場の出入口の安全確保はよいか	誘導者またはガードマンの配置																															
騒音・振動関係	１．特定建設作業の届出はよいか	旭川市環境部、作業開始の7日前																															
	２．低騒音機械を使用しているか																																
	３．騒音、振動作業の近隣への周知はよいか	作業の実施時間など																															
	４．作業時間帯を守っているか																																
	５．機械の設置位置はよいか	コンプレッサなど																															
作業内容の周知	１．作業所の窓口責任者を周知させているか																																
	２．苦情の対応はよいか	苦情処理簿など																															
	３．作業内容の説明を行っているか	作業日程のお知らせなど																															
	４．作業時間の延長の時の措置はよいか																																
	５．現場内の規律の確保はよいか	作業員に対する日常の指導など																															
	６．近隣とのコミュニケーションはよいか	定期的な訪問、意見交換など																															
	７．建物の損傷の時の措置は速やかに行われているか																																
	８．井戸水の枯渇対策はよいか																																
	９．現場内の火災予防対策はよいか	溶接の火花に対する措置																															
	10．現場終了後のあいさつはよいか																																
	11．業務現場の整理整頓はされているか																																
	12．仮設トイレなどの確認はされているか																																

良＝◎　　可＝○　　不可＝×

（１）業務中の対策

業務中は、近隣対策担当者が常に近隣を巡回し、地域とコミュニケーションを密にすることが大切である。ちょっとした気配りが住民との融和に有効である。地域住民対策チェックシートを「表」に示すので、毎月１、１１、２１日提出のこと。（休日の場合は翌日とする。）

①説明会での約束事項、その他現場で約束したことは厳守すること。
②住民との挨拶に心掛けること。
③苦情が予想される業務を行う場合は事前に知らせること。
④一般歩行者、子供など第三者に対する交通安全に配慮すること。
⑤建設物、構造物などを損傷したときは、すみやかに挨拶し、補修を早くすること。
⑥作業所内に公害防止体制を定め苦情窓口を決めておくこと

ア．苦情担当者氏名、電話番号を住民に知らせておくこと。
イ．業務記録とともに公害（苦情）日誌を書くこと。
ウ．苦情の対応は丁寧であること。
エ．苦情に対する処理は素早く行うこと。

地下埋設物位置及び支障物件打合せ確認書

様式－２

道路補修業務に伴い、下記の受託者が地下埋設物の確認及び支障物件移設の打合せに出向きますので宜しくお取り計らいお願いします。

旭川市土木部土木事業所

1.委　託　名	委託							
2.業 務 箇 所								
3.担当職員名	旭川市土木事業所				TEL　36-2244			
4.受 託 者	印							
5業務処理責任者	印							
6.委 託 期 間	平成　年　月　日から平成　年　月　日							
管理者 確認事項	ガ　ス　管 (旭川ガス㈱)	電話ケーブル (NTT旭川支店)	ＮＴＴ柱 (NTT旭川支店)	電気ケーブル (北海道電力㈱)	北　電　柱 (北海道電力㈱)	旭川市水道局 (水道部)	旭川市水道局 (下水道部)	有線放送柱
確　認　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
指 示 者 氏 名								
連　絡　先	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL	TEL
確 認 内 容								
確　認　印	印	印	印	印	印	印	印	印

様式－３

境　界　杭　地　先　立　会　簿

委託名:　　　　　　　　　委託　受託業者:　　　　　　　　　業務処理責任者：　　　　　　　履行期間：平成　年　月　日～平成　年　月　日

	住所 地番	所有者	地先確認者 （自　筆）	杭の場所 竣功図記載番号	杭の場所 測点	杭の有無	既設杭の処置方法	備考 （立会日時、杭の処置方法等記入）
1					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
2					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
3					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
4					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
5					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
6					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
7					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
8					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
9					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
10					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
11					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
12					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
13					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
14					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
15					SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	

境　界　杭　地　先　立　会　簿　（記入例）

委託名:○○○○○○○○○○○○委託　　受託業者:○○○○○○○○○　業務処理責任者：○○　○○　履行期間：平成　年　月　日～平成　年　月　日

住所 地番	所有者	地先確認者 （自筆）	杭の場所 竣功図記載番号	杭の場所 測点	杭の 有無	既設杭の 処置方法	備考 （立会日時、杭の処置方法等記入）
神居○条○丁目 ○○-○番地～○○-○番地	○○　○○	○○　○○	1	SP○○.○ □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	H12.5.1 試掘のうえ未確認
神居○条○丁目 ○○-○番地～○○-１番地	○○　○○ ○○　○○	○○　○○ ○○　○○	2	SP○○.○ □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	H12.5.10 (有りの場合は、処置月日、処置立会人を記載)
神居○条○丁目 ○○-○番地～○○-２番地	○○　○○ ○○　○○	○○　○○ ○○　○○	3	SP○○.○ □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	(不在地主の場合、電話で確認を求める。現場での立会が無理 な場合は代理(隣接地主等)の立会が出来ないのか確認する。)
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	
				SP　. □右・□左	□有 □無	□切下　□切上 □ｴﾝﾋﾞ管保護　□その他	

様式－５-１

業　務　履　行　協　議　簿

［指示・承諾・協議・確認］

業　務　名		旭川市	班長	担当職員	係
		署　　名			
業　者　名		役 職 名	業務処理 責任者	業務別 責任者	現場責任者
協　議　年　月　日	平成　　年　　月　　日	署　　名			

	記載者	内　　　　容
協議事項		
合意事項		

協議簿最終取交し日	平成　　年　　月　　日	協議簿通し番号	ＮＯ．

<理由書例>

排出ガス対策建設機械を使用できない理由書

様式－６

平成　年　月　日

（旭川市担当職員）様

（受託業者）　　　　　　　　印

委　託　名			
現場処理責任者	印		
機　械　名		規　　格	
当該業務で使用できない理由 （例）　自社持機械を使用し、排出ガス浄化装置を装着するには資金不足のため			
今後の使用方針 （例）　資金調達が出来しだい、排出ガス浄化装置を装着する予定（１年後を予定）			
機　械　名		規　　格	
当該業務で使用できない理由 （例）　自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場にないため			
今後の使用方針 （例）　自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場に追加されしだい、装着する予定			

<業務計画書例>　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式－７

使用機械一覧

機　　種	規　　格	台数	使　用　工　種	排出ガス対策	その他
			（記入例） 土砂掘削 岩盤掘削 法面整形 路盤工締固め	（記入例） 排対 浄化装置付 非排対	

履行体制台帳様式　**様式－８**　　　　　　　　　　年　　月　　日

履 行 体 制 台 帳

［会社名］
［事業所名］

建設業の許可	許 可 業 種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日

業務名称及び業務内容			
発注者名及び住所	〒		
履行期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日	契 約 日	年　月　日

契約営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の担当職員		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
業務処理責任者名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当業務内容		担当業務内容	

（記入要領）
1　この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書（様式第１号－甲）を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
2　上記は、自社に関して記載しますが、発注者との請負契約書や下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写を添付することにより記載を省略できる。また、右側の《下請負人に関する事項》においても、下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書を添付することにより記載を省略できる。ただし、別添契約書のとおりと記載する。
3　監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
4　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
5　監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
①資格を証するものの写し　②自社従業員である証明書の写し（従業員証、健康保険証など）

《下請負人に関する事項》

会 社 名		代表者名	
住所 電話番号	〒 （TEL　　－　　－　　）		
業務名称及び業務内容			
履行期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　　号	年　月　日

業務処理責任者名	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕
1　主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付すこと。
2　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
（一式工事の主任技術者が、専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
3　主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
①経験年数による場合
1）大学卒「指定学科」　３年以上の実務経験
2）高校卒「指定学科」　５年以上の実務経験
3）その他　１０年以上の実務経験
②資格等による場合
1）建設業法「技術検定合格証明書」
2）建築士法「建築士免許証」
3）技術士法「技術士登録証」
4）電気工事士法「電気工事士免状」
5）電気事業法「電気主任技術者免状」
6）消防法「消防設備士免状」
7）職業能力開発促進法「技能検定合格証書」

様式－８－１　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

建設業法･雇用改善法等に基づく届出書（変更届）
（再下請負通知書様式）

直近上位の
注文者名

現場処理責任者　　　　殿
（所 長 名）

［報告下請負業者］
〒
住　所
TEL
FAX
会　社　名
代 表 者 名

元請名称	

《自社に関する事項》

業務名称及び業務内容			
履行期間	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場処理責任者		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当業務内容	

（記入要領）　１　報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
２　再下請負契約がある場合は《再下請負契約関係》欄（当用紙の右部分）を記入するとともに、次の契約書類（金額を明示したもの）の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用する。
①契約書、注文書・請書等　②下請基本契約書
３　一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
４　この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

《再下請負関係》　再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 （TEL　－　－　）		
業務名称及び業務内容			
履行期間	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日

現場処理責任者	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当業務内容	

※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕
１　主任技術者の配置状況について〔専任･非専任〕のいずれかに○印を付すこと。
２　専門技術者には、土木･建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が、専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
　複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
３　主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
①経験年数による場合
1）大学卒「指定学科」　3年以上の実務経験
2）高校卒「指定学科」　5年以上の実務経験
3）その他　10年以上の実務経験
②資格等による場合
1）建設業法「技術検定」
2）建築士法「建築士試験」
3）技術士法「技術士試験」
4）電気工事士法「電気工事士試験」
5）電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6）消防法「消防設備士試験」
7）職業能力開発促進法「技能検定」

履行体系図（掲示例）	様式－９

業務作業所災害防止協議会兼履行体系図

発　注　者　名	
業　務　名　称	

履行期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

元　請　名	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会　長	総括安全衛生責任者

書　記

副　会　長	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

業務	会　社　名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当業務内容	
期間	年　月　日～　年　月　日	

「建退共」共済証紙配布状況調査表

「元請用」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式１０

委　託　名						
履行場所		履行期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日			
委　託　料	円	受託業者名				
共済証紙購入金額	円	１　日　券	枚	１０日券	枚	
不足により買い足した金額	円	１　日　券	枚	１０日券	枚	
以前に受注した工事での共済証紙残枚数		１　日　券	枚	１０日券	枚	
元請作業員に配布した共済証紙枚数		１　日　券	枚	１０日券	枚	
下請業者に配布した共済証紙枚数		１　日　券	枚	１０日券	枚	

元請作業員配布者名	配布者住所	１日券(枚)	１０日券(枚)
合計枚数		枚	枚
∴ 残枚数		枚	枚

「建退共」共済証紙配布状況調査表

「下請用」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式１１

業　務　名					
履行場所		履行期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
委　託　料	A・B・C・D　　円	下　請　業　者　名			
元請業者から受領した共済証紙枚数		１　日　券	枚	１　０日券	枚
下請作業員に配布した共済証紙枚数		１　日　券	枚	１　０日券	枚
再下請業者に配布した共済証紙枚数		１　日　券	枚	１　０日券	枚

下請作業員配布者名	配　布　者　住　所	１日券(枚)	１０日券(枚)
合　計　枚　数		枚	枚
∴　残　枚　数		枚	枚

「建退共」共済証紙配布状況調査表

「再下請用」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式１２

委　託　名				
履行場所		履行期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日	
委　託　料	Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ　円	再下請業者名		
下請業者から受領した共済証紙枚数	１　日　券	枚	１０日券	枚
再下請作業員に配布した共済証紙枚数	１　日　券	枚	１０日券	枚

下請作業員配布者名	配　布　者　住　所	１日券(枚)	１０日券(枚)
合　計　枚　数		枚	枚
∴　残　枚　数		枚	枚

様式１３

休日作業の承認願い

届出年月日 平成　　年　　月　　日

土木部土木事業所
担当職員　　　技術吏員

請負者　会社名

委託名

平成　　年　　月　　日（　）～　　月　　日（　）に下記の作業を行いたく承認願います。

(重点監督事項○印)

		重点監督事項

緊急連絡体制

旭川市対応者

○○地区班長
技術吏員
自宅TEL

担当職員
技術吏員
自宅TEL

本社　事務所TEL
連絡者氏名
自　　宅　TEL

業務処理責任者
氏　　名
自　　宅　TEL

現場担当者
氏　　名
自　　宅　TEL

承認条件

承認年月日　　平成　　年　　月　　日

様式－15

平成　　年　　月　　日

旭川市長 菅原　功一　様

質問者　住　　　所
商号又は名称
代 表 者 名

質　　問　　書

業　務　番　号　　　　　番

委　託　名

回答番号	図面番号	質　　　問

※　尚、質問書は必ず土木部土木事業所業務担当まで提出すること。

様式1　**再生資源利用計画書（実施書）　－建設資材搬入工事用－**　－「建設リサイクルガイドライン」様式－

表面

1.工事概要

計画書or実施書

発注担当者チェック欄	

発注機関名	発注機関コード＊1	担当者	
		TEL	（　　）

加盟団体名			
請負会社名		請負会社コード＊2	
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事	号	
会社所在地		TEL FAX	（　　） （　　）

記入年月日	H.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名	工事種別コード＊3 　－	請負金額	千百十千百十 億億億億万万万万 0,000 円 1万円未満四捨五入（税込み）	左記金額のうち特定資材廃棄物の処理費用 千百十 億万万万万 0,000 円 1万円未満四捨五入（税込み）
工事施工場所	都道府県　市区町村　住所コード＊4	工期	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）			

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい →

建築面積	百十万万 万千百十一　㎡	階数　地上　階　地下　階
延床面積	㎡	
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造　2.鉄筋コンクリート造　3.鉄骨造　4.コンクリートブロック造　5.木造　6.その他	
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他	

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画（実施）

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む）					再生資材の供給元（再生資材を利用した場合に記入してください）							再生資源利用率
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*7	施工条件内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	住所コード *4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B)（注1）	B/A×100
特定建設資材 コンクリート				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
コンクリート及び鉄から成る建設資材				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
木材				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
アスファルト混合物				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材 土砂				締めm^3							締めm^3	%
				締めm^3							締めm^3	%
				締めm^3							締めm^3	%
	合計			締めm^3							締めm^3	%
砕石				m^3							m^3	%
				m^3							m^3	%
				m^3							m^3	%
	合計			m^3							m^3	%
その他（再生資材のみ記入）				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%

コード*5
コンクリートについて
1.生コン　2.無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン
2.密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
3.細粒度アスコン　4.アスファルトモルタル
5.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石　6.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

コード*6
アスファルト混合物について
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.ほ場整備（農地整備）
8.その他（具体的に記入）
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他（具体的に記入）
その他について（利用用途を具体的に記入）

コード*7
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（陸上）
3.他の工事現場（海上）
4.再資源化施設
5.ストックヤード
6.その他

コード*8
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
1.再生生コン　2.再生無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.再生有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン
2.再生密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
3.再生細粒度アスコン　4.再生アスファルトモルタル
5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい
4.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

様式2　再生資源利用促進計画書（実施書）　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画（実施）

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14（コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入）
1.山砂利等採取跡地　2.処分場の覆土　3.池沼等の水面埋立　4.谷地埋立　5.農地受入　6.その他

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード*10	②利用量	うち現場内改良分	減量化 減量法コード*11	③減量化量	現場外搬出について 搬出先名称（3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容 コード＊12	搬出先場所	住所コード *4	運搬距離（千 百 十 一）	搬出先の種類コード *13	受入地の用途コード *14	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量（注2）	再生資源利用促進率 (②+③+⑤)/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
建設廃棄物	建設発生木材（伐木材、除根材など）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	建設汚泥							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	金属くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	廃プラスチック							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	紙くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン					トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	ｱｽﾍﾞｽﾄ（飛散性）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第二種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第三種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第四種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	浚渫土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	合計	地山m^3		地山m^3	地山m^3											地山m^3	地山m^3	地山m^3	%

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他（具体的に記入）

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他（具体的に記入）

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13（詳細は「表－4」参照のこと）

再生資源利用促進（再生利用された場合）	最終処分場・その他（処分された場合）
1.他の工事現場（内陸：公共、民間を含む）	6.最終処分場（海面処分場）
2.再資源化施設（土質改良プラントを含む）	7.最終処分場（内陸処分場）
3.有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合）	8.建設発生土ストックヤード（再利用工事未定）
4.建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている場合）	9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設
5.海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）	10. その他（具体的に記入）

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類（コード*13）が1.～5.の合計

様式1　再生資源利用計画書（実施書）　－建設資材搬入工事用－　－「建設リサイクルガイドライン」様式－

記入例

計画書or実施書

表面

発注者によるチェック

元請け会社担当者、連絡先の記入、TEL、FAXの番号間違いに注意

1.工事概要

発注担当者チェック欄	
発注機関名	北海道　旭川市
担当者	○　○　○　○
TEL	○○○（○○○）○○○○

加盟団体名	
請負会社名	（株）　○　○　○
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事　○○○○○○○○　号
請負会社コード＊2	8 1 0 0 0
会社所在地	北海道旭川市○○条○丁目○番○号
TEL	○○○（○○○）○○○○
FAX	○○○（○○○）○○○○

記入年月日	H.○年○月○日
工事責任者	○　○　○　○
調査票記入者	○　○　○　○

工事名	○　○　道路改良工事	工事種類	改良or舗装
工事施工場所	北海道旭川市		
（地先等）	旭川市○条○丁目		
工事概要等	延長 300m，切土 3000m3　道路盛土 5600m3，路盤工 1050m3，舗装工 570m3	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	1. 路体盛土材は○○市○○地先より運搬 2. 舗装工（基層及び歩道部）は再生加熱アスファルト混合物とする

請負金額（千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万）	1 0 0 0 0 0,000円（1万円未満四捨五入）（税込み）
工期(開始)	平成　○年　○月　○日
工期（終了）	平成　14年　7月　7日
左記金額のうち特定資材廃棄物の処理費用（億 千万 百万 十万 万）	5 0,000円（1万円未満四捨五入）（税込み）

裏面の特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の処理費用を記入

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積（百万 十万 万 千 百 十 一）	㎡	階数	地上　階
延床面積	㎡		地下　階
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造　2.鉄筋コンクリート造　3.鉄骨造　4.コンクリートブロック造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

設計書の工事概要を記入

桁間違い、単位の違いに注意　着工＜竣工　請負金額＞処理費用

2.建設資材利用計画（実施）

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

単位に注意

建設資材（新材を含む）						再生資材の供給元（再生資材を利用した場合に記入してください）							再生資源利用率
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*7	施工条件内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B)（注1）		B/A×100
特定建設資材 コンクリート	1			10	トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
合計					トン							トン	%
コンクリート及び鉄から成る建設資材	1			5	トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
合計					トン							トン	%
木材	1				トン							トン	%
	2				トン							トン	%
					トン							トン	%
合計					トン							トン	%
アスファルト混合物	1	(20)	1	740	トン	○○道路（株）○○工場	2	1	川口市○○地先	1	740	トン	100%
	2	(20)	1	494	トン							トン	0%
					トン							トン	%
合計				1234	トン						740	トン	60%
その他の建設資材 土砂	2		2	2100	締めm³	○○道路改良工事	2	1	川越市○○地先	2	2100	締めm³	100%
	3		4	700	締めm³	現場内利用	1	1	現場内利用	3	700	締めm³	100%
	8		1	500	締めm³							締めm³	0%
合計				3300	締めm³						2800	締めm³	100%
砕石	1	C40～0	1	1080	m³	○○（株）○○工場	3	1	上尾市○○地先	1	1080	m³	100%
	2	M40～0	2	810	m³	〃	3	1	〃	2	500	m³	62%
	1	C40～0	1	30	m³	現場内利用	1	1	現場内利用	1	30	m³	100%
合計				1920	m³						1610	m³	84%
その他（再生資材のみ記入）					トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
合計					トン							トン	%

小分類と再生資材名称のコードの一致

整数あるいは小数点第一位までで記入

具体的名称を記入

コード*5
コンクリートについて
　1.生コン　2.無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1.有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト混合物について
　1.粗粒度アスコン
　2.密粒度アスコン　（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3.細粒度アスコン　4.アスファルトモルタル
　5.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
　4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
　7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
　9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
　5.ぐり石、割ぐり石　6.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

コード*6
アスファルト混合物について
　1.表層　2.基層
　3.上層路盤　4.歩道
　5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
　1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
　4.構造物等の裏込材、埋戻し用
　5.宅地造成用　6.水面埋立用
　7.ほ場整備（農地整備）
　8.その他（具体的に記入）
砕石について
　1.舗装の下層路盤材
　2.舗装の上層路盤材
　3.構造物の裏込材、基礎材
　4.その他（具体的に記入）
その他について（利用用途を具体的に記入）

コード*7
再生資材の供給元について
　1.現場内利用
　2.他の工事現場（陸上）
　3.他の工事現場（海上）
　4.再資源化施設
　5.ストックヤード
　6.その他

コード*8
施工条件について
　1.再生材の利用の指示あり
　2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
　1.再生生コン　2.再生無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1.再生有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
　1.再生粗粒度アスコン
　2.再生密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3.再生細粒度アスコン　4.再生アスファルトモルタル
　5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
　4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
　7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
　9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい
　4.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

様式2　**再生資源利用促進計画書（実施書）　－建設副産物搬出工事用－**

記入例

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画（実施）

単位に注意

現場内利用の欄には、発生量（掘削等）のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14（コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入）
1.山砂利等採取跡地　2.処分場の覆土　3.池沼等の水面埋立　4.谷地埋立　5.農地受入　6.その他

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④	現場内利用 用途	②利用量	うち現場内改良分	減量化 減量法	③減量化量	搬出先	搬出先名称（3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分	施工条件の内容 コード＊12	搬出先場所	運搬距離（千百十一）km	搬出先の種類	受入地の用途	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 (②+③+⑤)/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	100 トン	1	30 トン	トン			搬出先1	○○リサイクル（株）○○工場	公共	1	丸々市○○	10 km	2		70 トン	トン	70 トン	100 %
								搬出先2					km			トン	トン		
								搬出先3					km			トン	トン		
	建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）	10 トン		トン	トン		トン	搬出先1	○○㈱チップ化工場	民間	1	旭川市○○	15 km	2		8 トン		8 トン	80 %
								搬出先2	㈱○○　中間処理施設	民間	1	旭川市○○	5 km	9		2 トン			
								搬出先3					km			トン			
	アスファルト・コンクリート塊	300 トン		トン	トン			搬出先1	○○道路（株）○○工場	民間	1	川口市○○	15 km	2		300 トン	トン	300 トン	100 %
								搬出先2					km			トン	トン		
								搬出先3					km			トン	トン		
建設廃棄物	建設発生木材（伐木材、除根材など）	10 トン		トン	トン		トン	搬出先1	○○㈱チップ化工場	民間	1	旭川市○○	15 km	2		8 トン		8 トン	80 %
								搬出先2	㈱○○　中間処理施設	民間	1	旭川市○○	5 km	9		2 トン			
								搬出先3					km			トン			
	建設汚泥	800 トン		トン	トン	3	50 トン	搬出先1	○○（株）	民間	2	旭川市○○	40 km	2		260 トン	トン	260 トン	33 %
								搬出先2	○○処分場	民間	3	上尾市○○	10 km	7		490 トン	トン		
								搬出先3					km			トン	トン		
	建設混合廃棄物	30 トン		トン	トン		トン	搬出先1	○○リサイクルセンター	民間	2	上尾市○○	15 km	2		30 トン	トン	30 トン	100 %
								搬出先2					km			トン	トン		
								搬出先3					km			トン	トン		
	金属くず	10 トン						搬出先1	○○金属（株）	民間	3	旭川市○○	5 km	3		10 トン		10 トン	100 %
								搬出先2					km			トン			
								搬出先3					km			トン			
	廃プラスチック	2 トン						搬出先1	○○リサイクルセンター	民間	2	旭川市○○	15 km	2		2 トン		2 トン	100 %
								搬出先2					km			トン			
								搬出先3					km			トン			
	紙くず	1 トン				1	1 トン	搬出先1					km			トン		0 トン	100 %
								搬出先2					km			トン			
								搬出先3					km			トン			
	アスベスト（飛散性）	1 トン						搬出先1	○○処分場	公共	3	旭川市○○	10 km	7		1 トン		0 トン	0 %
								搬出先2					km			トン			
								搬出先3					km			トン			
	その他の分別された廃棄物	1 トン						搬出先1	○○処分場	公共	3	旭川市○○	10 km	7		1 トン		0 トン	0 %
								搬出先2					km			トン			
								搬出先3					km			トン			
建設発生土	第一種建設発生土	2000 地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	○○工事	民間	1	旭川市○○地先	5 km	1		1200 地山m³	地山m³	2000 地山m³	100 %
								搬出先2	○○ストックヤード	民間	2	旭川市○○地先	8 km	4		800 地山m³	地山m³		
								搬出先3					km			地山m³	地山m³		
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km			地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2					km			地山m³	地山m³		
								搬出先3					km			地山m³	地山m³		
	第三種建設発生土	1700 地山m³	3	700 地山m³	地山m³			搬出先1	○○工事	公共	1	旭川市○○地先	10 km	1		600 地山m³	地山m³	600 地山m³	76 %
								搬出先2	○○処分場	公共	3	山川市○○地先	20 km	7	1	400 地山m³	地山m³		
								搬出先3					km			地山m³	地山m³		
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km			地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2					km			地山m³	地山m³		
								搬出先3					km			地山m³	地山m³		
	浚渫土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1					km			地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2					km			地山m³	地山m³		
								搬出先3					km			地山m³	地山m³		
合計		3700 地山m³		700 地山m³	地山m³											3000 地山m³	地山m³	2600 地山m³	89 %

記入欄の桁に注意

搬出先が複数箇所の場合に2ヶ所目、3ヶ所目を記入
4ヶ所以上にわたる時は新しい用紙に続きを記入

整数で記入

整数あるいは小数点第一位までで記入

コード＊13で「7」選択時に記入

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他（具体的に記入）

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他（具体的に記入）

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13（詳細は「表－4」参照のこと）

再生資源利用促進（再生利用された場合）	最終処分場・その他（処分された場合）
1.他の工事現場（内陸：公共、民間を含む）	6.最終処分場（海面処分場）
2.再資源化施設（土質改良プラントを含む）	7.最終処分場（内陸処分場）
3.有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合）	8.建設発生土ストックヤード（再利用工事未定）
4.建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている場合）	9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設
5.海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）	10. その他（具体的に記入）

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類（コード*13）が1.～5.の合計

別表イ　再生資源利用計画書　－建設資材搬入工事用－

表面

1. 工事概要

発注機関名	北海道旭川市	発注担当者ﾁｪｯｸ欄	
		担当者	
		TEL	0166（25）9706

加盟団体名			
請負会社名			
建設許可または解体工事業登録	号		
会社所在地		TEL / FAX	

記入年月日	平成　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名		工事種別コード＊3	
工事施工場所		住所コード＊4	
工事概要等	設計書の工事概要を記入	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	

請負金額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万　1万円未満四捨五入　0,000円（税込み）
工期（開始）	平成　年　月　日
工期（終了）	平成　年　月　日

左記金額のうち建設廃棄物の再資源化等に要した費用

平成　年　月　日

建築解体工事のみ右欄に記入してください →

建築面積	百万 十万 万 千 百 十 一　㎡	階数	地上　階
延床面積	㎡		地下　階
構造（数字に○をつける）	1．鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　2．鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　3．鉄骨造　4．ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　5．木造　6．その他		
使途（数字に○をつける）	1．住居専用　2．居住産業併用　3．事務所　4．店舗　5．工場、作業所　6．倉庫　7．学校　8．病院診療所　9．その他		

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2. 建設資材利用計画

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量（A）	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード＊7	施工条件内容 コード＊8	再生資材の供給元場所住所	住所ｺｰﾄﾞ*4	再生資材の名称 コード＊9	再生資材利用量（B）（注1）	再生資源利用率 B/A×100
建設資材（新材を含む）					再生資材の供給元（再生資材を利用した場合に記入してください）							
特定建設資材 ｺﾝｸﾘｰﾄ				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄から成る建設資材				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
木材				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材 土砂				締めm3							締めm3	%
				締めm3							締めm3	%
				締めm3							締めm3	%
	合計			締めm3							締めm3	%
砕石				m3							0.0　m3	%
				m3							m3	%
				m3							m3	%
	合計			m3							m3	%
その他（再生資材のみ記入）				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%

コード＊5
ｺﾝｸﾘｰﾄについて
1．生コン　2．無筋コンクリート二次製品　3．その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1．有筋コンクリート二次製品　2．その他
木材について
1．木材（ボード類を除く）　2．木質ボード
アスファルト混合物について
1．粗粒度アスコン
2．密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
3．細粒度アスコン　4．アスファルトモルタル
5．加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1．第一種建設発生土　2．第二種建設発生土　3．第三種建設発生土
4．第四種建設発生土　5．浚渫土　6．土質改良土
7．建設汚泥改良土　8．再生コンクリート砂
9．山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1．クラッシャーラン　2．粒度調整砕石　3．鉱さい　4．単粒度砕石
5．ぐり石、割ぐり石　6．その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

コード＊6
アスファルト混合物について
1．表層　2．基層
3．上層路盤　4．歩道
5．その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1．道路路体　2．路床　3．河川築堤
4．構造物等の裏込材、埋戻し用
5．宅地造成用　6．水面埋立用
7．ほ場整備（農地整備）
8．その他（具体的に記入）
砕石について
1．舗装の下層路盤材
2．舗装の上層路盤材
3．構造物の裏込材、基礎材
4．その他（具体的に記入）
その他について（利用用途を具体的に記入）

コード＊7
再生資源の供給元について
1．現場内利用
2．他の工事現場（陸上）
3．他の工事現場（海上）
4．再資源化施設
5．ストックヤード
6．その他

コード＊8
施工条件について
1．再生資源の利用の指示あり
2．再生資源の利用の指示なし

※建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS入力システム－により入力し提出する。
国土交通省リサイクルホームページアドレス
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm

コード＊9
コンクリートについて
1．再生生コン　2．再生無筋コンクリート二次製品　3．その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1．再生有筋コンクリート二次製品　2．その他
木材について
1．再生木材（ボード類を除く）　2．再生木質ボード
アスファルト混合物について
1．再生粗粒度アスコン
2．再生密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
3．再生細粒度アスコン　4．再生アスファルトモルタル
5．再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1．第一種建設発生土　2．第二種建設発生土　3．第三種建設発生土
4．第四種建設発生土　5．浚渫土　6．土質改良土
7．建設汚泥改良土　8．再生コンクリート砂
9．山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1．再生クラッシャーラン　2．再生粒度調整砕石　3．鉱さい
4．その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

注1：再生資材利用量について

アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

別表ロ　再生資源利用計画書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成してください。

裏面

2．建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量（掘削等）のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード＊14（コード＊13で「7．内陸処分場」を選択した場合のみ記入）
1．山砂利等採取跡地　2．処分場の覆土　3．池沼等の水面埋立　4．谷地埋立　5．農地受入　6．その他

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）①=②+③+④	現場内利用・減量：現場内利用：用途コード＊10	②利用量	内現場内改良分	減量化：減量法コード＊11	③減量化量	現場外搬出について：搬出先名称（3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分どちらかに○を付けてください	施工条件の内容コード＊12	搬出先場所	運搬距離（千・百・十・一）	搬出先の種類コード＊13	受入地の用途コード＊14	④現場外搬出量	内現場内改良分	⑤再生資源利用促進量（注2）	再生資源利用促進率 ②+③+⑤／① （%）
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊							搬出先1	公共　民間			Km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間			Km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間			Km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）							搬出先1	公共　民間			Km			トン			
								搬出先2	公共　民間			Km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間			Km			トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊							搬出先1	公共　民間			Km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間			Km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間			Km			トン	トン	トン	%
建設廃棄物	建設発生木材（伐木材、除根材など）							搬出先1	公共　民間			Km			トン			
								搬出先2	公共　民間			Km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間			Km			トン		トン	%
	建設汚泥							搬出先1	公共　民間			Km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間			Km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間			Km			トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物							搬出先1	公共　民間			Km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間			Km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間			Km			トン	トン	トン	%
	金属くず							搬出先1	公共　民間			Km			トン			
								搬出先2	公共　民間			Km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間			Km			トン		トン	%
	廃プラスチック							搬出先1	公共　民間			Km			トン			
								搬出先2	公共　民間			Km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間			Km			トン		トン	%
	紙くず							搬出先1	公共　民間			Km			トン			
								搬出先2	公共　民間			Km			トン			
		トン					トン	搬出先3	公共　民間			Km			トン		トン	%
	アスベスト（飛散性）							搬出先1	公共　民間			Km			トン			
								搬出先2	公共　民間			Km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間			Km			トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物							搬出先1	公共　民間			Km			トン			
								搬出先2	公共　民間			Km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間			Km			トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土							搬出先1	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
								搬出先2	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
		地山m3		地山m3	地山m3			搬出先3	公共　民間			Km			地山m3	地山m3	地山m3	%
	第二種建設発生土							搬出先1	公共　民間			Km			地山m3	地山m3	-	-
								搬出先2	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
		地山m3		地山m3	地山m3			搬出先3	公共　民間			Km			地山m3	地山m3	地山m3	%
	第三種建設発生土							搬出先1	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
								搬出先2	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
		地山m3		地山m3	地山m3			搬出先3	公共　民間			Km			地山m3	地山m3	地山m3	%
	第四種建設発生土							搬出先1	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
								搬出先2	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
		地山m3		地山m3	地山m3			搬出先3	公共　民間			Km			地山m3	地山m3	地山m3	%
	浚渫土							搬出先1	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
								搬出先2	公共　民間			Km			地山m3	地山m3		
		地山m3		地山m3	地山m3			搬出先3	公共　民間			Km			地山m3	地山m3	地山m3	%
	合　計	地山m3		地山m3	地山m3										地山m3	地山m3	地山m3	%

コード＊10
1．路盤材　2．裏込材
3．埋戻し材
4．その他（具体的に記入）

コード＊11
1．焼却　2．脱水
3．天日乾燥
4．その他（具体的に記入）

コード＊12
施工条件について
1．A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2．B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3．自由処分

コード＊13（詳細は「表－4」参照のこと

再生資源利用促進（再生利用された場合）	再生処分場・その他（処分された場合）
1．他の工事現場（内陸：公共、民間を含む） 2．再資源化施設（土質改良プラントを含む） 3．有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合） 4．建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている場合） 5．海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）	6．最終処分場（海面処分場） 7．最終処分場（内陸処分場） 8．建設発生土ストックヤード（再利用工事未定） 9．焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設 10．その他（具体的に記入）

注2：再生資源利用促進量について

現場外搬出量④のうち、搬出先の種類（コード＊13）が1．～5．の合計

「建 退 共」表示板の掲示方法

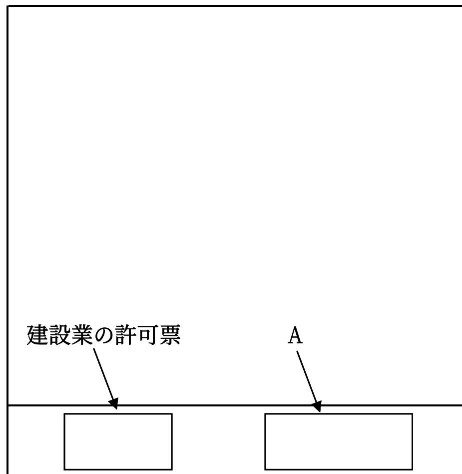
● 現場事務所がある場合

Aは、業務標識板の下に掲示する。

Bは、現場事務所の出入り口付近等の見やすい位置に掲示する。

表示看板Bの内容 (規格B４版　257×364)

建設業退職金共済制度に 加入されている皆様へ。 当事務所で建設業退職金共済制度の 証紙を交付いたしますのでお申し出ください。

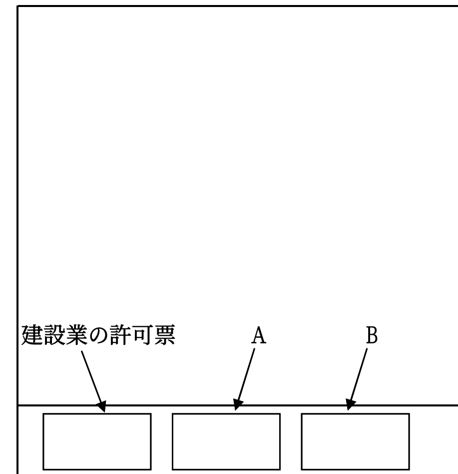


● 現場事務所がない場合

A、B 共に業務標識板の下に掲示する。

表示看板Bの内容 (規格B４版　257×364)

建設業退職金共済制度に 加入されている皆様へ。 建設業退職金共済制度の証紙を 交付いたしますのでお申し出ください。

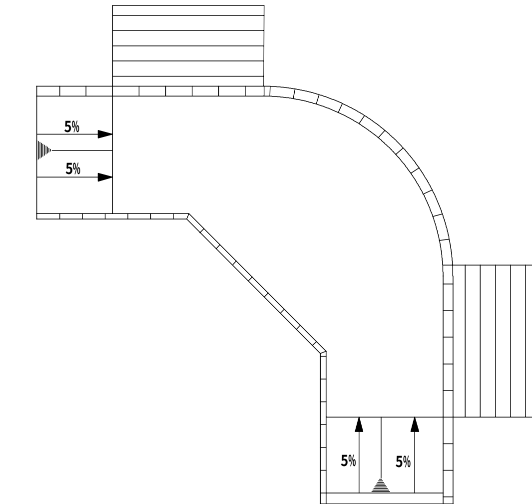


Aは、建退共が無料配布する
A3版の黄色のシールです。

Bは、市指定の標識です。

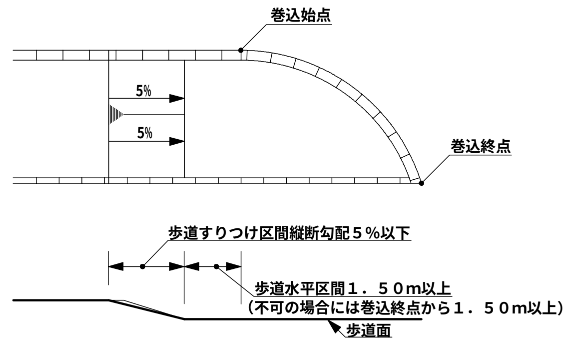
資料ー　1

横断歩道及び車両出入口切り下げ勾配図
(交差点横断歩道部)





(仲通巻き込み部)



※道路横断勾配は2%を標準とする。

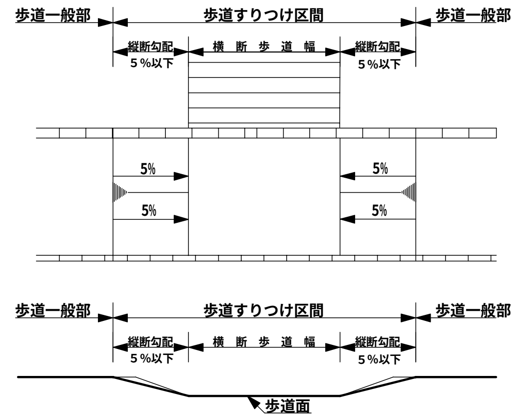
→は、歩道幅員等によって異なるので、施工計画書に明記すること。

変形縁石は2段落としを標準とする。

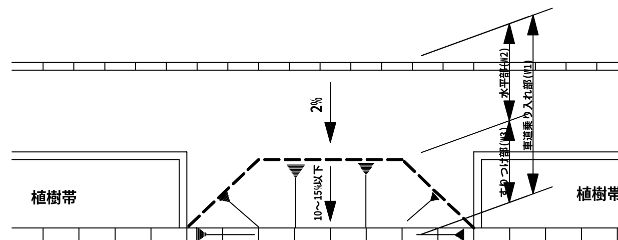
横断歩道部の段差は1cm程度とし、舗装で摺り付けること。

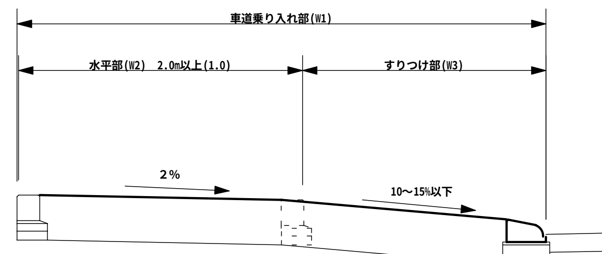
車両出入口の段差は2cm程度とし、舗装で摺り付けること。

(押しボタン横断歩道部)



(車両出入口部)





※車両乗り入れ部のすりつけ勾配(W3)が10%以下でかつすりつけ幅員が1.5m以上の場合には、冬季の安全性等を考慮して、特殊低下縁石(背面高10cmタイプ)を標準とする。

※水平部・すりつけ部延長を25cmラウンドした場合の水平部幅員とすりつけ勾配の関係(参考)

①歩車道縁石Ⅰ型(H=20cm)

自歩道・歩道の幅員(W1)	すりつけ勾配＝10.00%			すりつけ勾配＝15.00%		
	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)
2.50m	―	1.75m	8.71%	1.25m	1.25m	12.10%
3.25m	1.50m			2.00m		
3.50m	1.75m			2.25m		
4.00m	2.25m			2.75m		
4.50m	2.75m			3.25m		

②歩車道縁石Ⅱ型(H=15cm)

自歩道・歩道の幅員(W1)	すりつけ勾配＝10.00%			すりつけ勾配＝15.00%		
	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)	水平部幅員(W2)	すりつけ部幅員(W3)	すりつけ部勾配(%)
2.50m	1.50m	1.00m	8.76%	1.75m	0.75m	12.20%
3.25m	2.25m			2.50m		
3.50m	2.50m			2.75m		
4.00m	3.00m			3.25m		
4.50m	3.50m			3.75m		

注1) 網かけ部は、縁石ﾀｲﾌﾟ別の各代表自歩道・歩道幅員別の目安となる水平部幅員およびすりつけ勾配を示すものである。(参考値)

注2) ただし、現場状況などによりやむを得ない場合は、この限りでない。

交通誘導員について

1 交通誘導員の員数は交通誘導員を要すると想定される主な業務の標準作業日数を用いている。

2 当初算出した員数は概数数量であり、担当職員と協議の上　設計変更の対象とする。

3 交通誘導業務は警備業法に規定される「認定」業者が行うことを原則とする。

4 業務計画書に警備会社との契約書（写し）を添付し、委託成果品として警備日報（写し）を編纂すること。

5 交通誘導員の誘導状況写真として誘導員の配置状況と一般車両及び業務車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。

6 受託者は所管警察署に提出する道路占用許可書申請図（安全施設配置図）に交通誘導員の配置箇所を記入すること。

7 受託者は当該現場に配置される誘導員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。

8 業務処理責任者は交通誘導員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、以上のあるときは速や警備会社に連絡、交替を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。

交通誘導員の有資格者資格要件、配置について

1 本業務は現道に係わる現場でであるため、交通誘導員は原則として警備業法に定める警備員であって、専門的な知識･技能を有する下表①に示す交通誘導警備検定合格者1級又は2級を配置すること。
なお、交通誘導警備検定合格者の配置が困難な場合は、下表②～④に示す資格要件を満足する者を配置すること。

資　格	資 格 要 件	確認資料	
1･2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識･技能を有すると認めた者。	交通誘導警備検定合格証（写し）	①
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	警備業法における警備員指導教育責任者資格者書の交付を受けている者。	警備員指導教育責任者資格者証（写し）	②
	警備業法における指定講習を終了した者。	公安委員会指定講習終了証明書（写し）	③
	警備業法における基本教育及び業務別教育を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験数）が1年以上ある者。	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）（写し）	④

2 配置内容
① 一現場に1人以上の検定資格者又は専門的な知識及び技能を有する警備員等の配置をすること。
② 一現場に4人以上の配置をする場合は1人以上の検定合格者を配置すること。

3 提出書類
① 警備業法に規定される「認定」業者（公安委員会）の写しの提出
② 配置予定者全員の合格書、資格者書の写しの提出
③ 元請業者との契約書の写し（当初と積算）
④ 警備業務報告書（日報）の写し
⑤ 交通誘導員配置時間集計表
⑥ 交通誘導員配置集計表

交通誘導員配置時間集計表（　　／　　）

平成　　年　　月　　日

委託名				担当職員	
受託者				委託料	円
警備会社				履行期間	／　～　／
月　　日	作業時刻	時間	誘導員数	時間×員数	備　　考
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
小計					人

交通誘導員配置時間集計表（　　／　　）

平成　　年　　月　　日

月　　日	作業時刻	時間	誘導員数	時間×員数	備　　考
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	小計				人
	合計				
(担当職員記載)			人÷	時間　＝	人工

交通誘導員配置集計表（　／　）

平成　　年　　月　　日

委託名		担当職員	
受託者		委託料	円
警備会社		履行期間	／　～　／

	誘導員氏名	住　　所	日数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
	小計		人

参考資料

業務別標準作業日程

業務種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1　巡回	平常時	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
第2　舗装業務	特軽維持補修	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	舗装維持補修	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	乳剤防じん処理			←	→								
第3　区画線業務	区画線標示		←	→									
第4　造園業務	⑴ 街路樹せん定						←	―	→				
	⑵ 不要街路樹伐採	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	⑶ 街路樹消毒			←	―	→							
	⑷ 街路樹植栽							←	→				
	⑸ 害鳥・蜂等駆除		←	―	―	―	―	→					
	⑹ 緑地帯管理	←	―	―	―	―	―	→					
第5　土木業務	⑴ 路面清掃	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	⑵ 砂利道補修		←	―	―	―	―	→					
	⑶ ブロック舗装補修	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	⑷ -1排水施設補修	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	⑷ -2側溝土砂処理	←	→				←	→					
	⑷ -3機械しゅんせつ	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	⑸ 道路施設補修	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	⑹ 草刈等			←	―	―	→						
	⑺ 緊急出動	←	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	→
	⑻ 災害対策			←	―	―	―	→					

参考資料
剪定と整姿

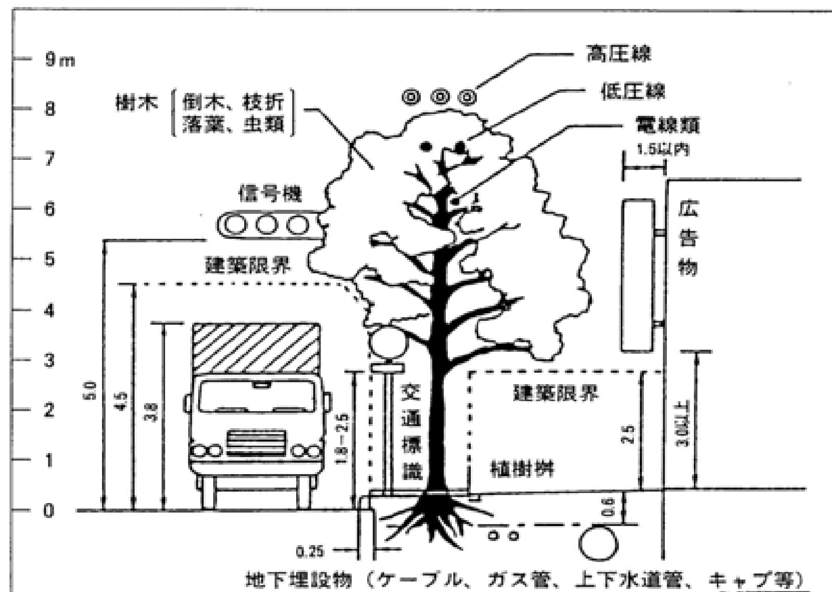
街路樹は、樹形、樹姿の調和のとれた美しさが発揮されるよう、樹冠内枝葉が混みすぎた時点で、適宜剪定を行うものとする。ことに均整美、統一美が要求される歩道等の街路樹については、樹種によって、毎年または隔年に夏期及び冬期剪定を行うものとする。

1) 樹形・樹冠

1　街路樹は、樹木本来の特性を生かし、均整のとれた樹形を形成し、美しい樹冠が保たれるよう仕立てることが望ましい。

2　樹木における樹冠と樹幹の割合は6：4以上になるよう心がける。

3　通行の快適性を保つため、歩道側における成木の枝下高は2．5m以上とし、車道側4．5mを原則とし、大型車の最大車高である3．8mは確保する。樹木の成長に応じて下枝を上げる。

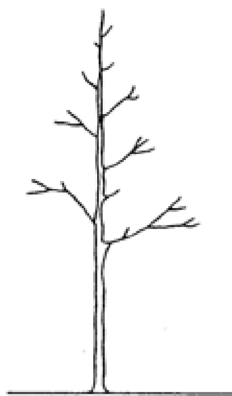


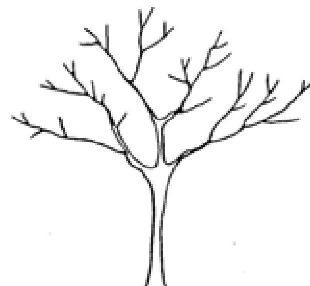
①樹木は、樹種により、それぞれ成長特性があるので、その特性を次の3つに分類する。

イ 直幹型と分岐型の分類

直幹型
(直幹仕立可能樹種)
ｲﾁｮｳ・ﾌﾟﾗﾀﾅｽ・ｼﾗｶﾊﾞ
ﾎﾟﾌﾟﾗ類・ﾊﾝﾉｷ

分岐型
ﾆｾｱｶｼｱ・ﾆｾｱｶｼｱ
ﾅﾝﾊﾞｶﾏﾄﾞ・ﾅﾅｶﾏﾄﾞ
ｼﾝｼﾞｭ・ｻｸﾗ類・ｴﾝｼﾞｭ
ﾊﾙﾆﾚ
ｱｵﾀﾞﾓ
ﾊｼﾄﾞｲ
ｵｵﾊﾞﾎﾞｱ
ｲｼﾞｭ
ｼﾀﾞﾚﾔﾅｷﾞ

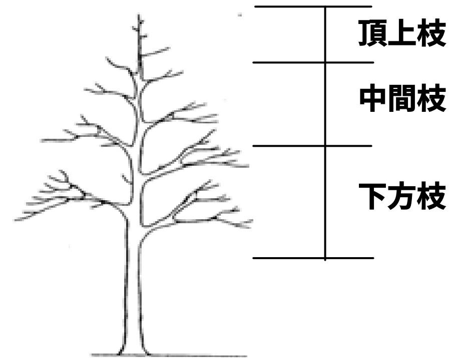




ロ 頂上枝が中間枝･下方枝より成長旺盛な
頂部優性型と、この逆の下部優性型の分類

･頂部優性型
ﾆｾｱｶｼｱ･ｲﾁｮｳ･ｼﾀﾞﾚﾔﾅｷﾞ･ｼﾗｶﾊﾞ
ﾈｸﾞﾝﾄﾞｶｴﾃﾞ･ﾎﾟﾌﾟﾗ類･ｶｴﾃﾞ類
ﾊﾝﾉｷ類･ｴﾝｼﾞｭ･ｱｵﾀﾞﾓ

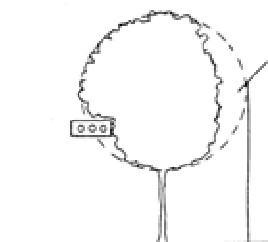
･下部優性型
ﾅﾅｶﾏﾄﾞ･ｵｵﾊﾞﾎﾞﾀﾞｲｼﾞｭ･ｹﾔｷ
ﾌﾟﾗﾀﾅｽ･ﾊﾙﾆﾚ



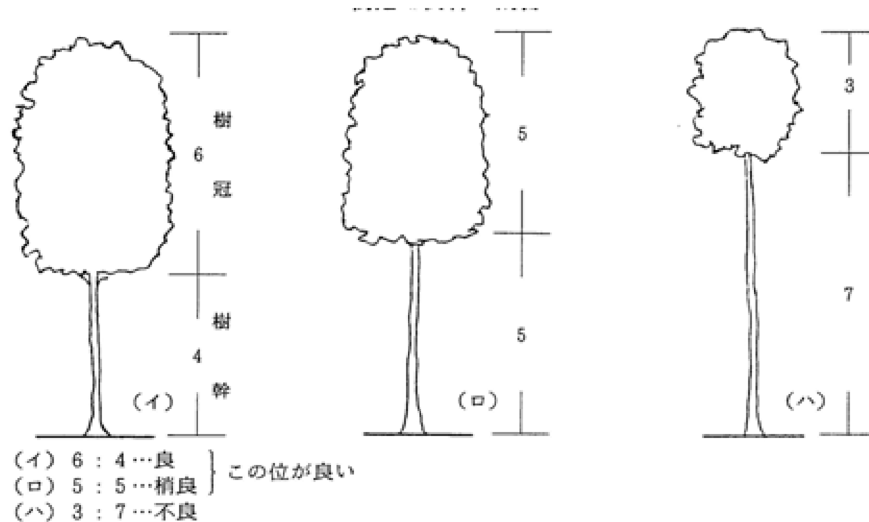
ハ 樹冠のまとまり方から、卵球型、円錐型、盃型、枝垂型、長円型の分類
樹形一覧表

基本樹形	図形	樹種
卵球型		ﾆｾｱｶｼｱ･ﾌﾟﾗﾀﾅｽ･ｼﾗｶﾊﾞ ﾈｸﾞﾝﾄﾞｶｴﾃﾞ･ｲﾀﾘｱﾎﾟﾌﾟﾗ ｶｴﾃﾞ類･ｵｵﾊﾞﾎﾞﾀﾞｲｼﾞｭ ｼﾝｼﾞｭ･ﾅﾅｶﾏﾄﾞ
円錐型		イチョウ
盃　型		ケヤキ･ハルニレ イヌエンジュ
枝垂型		シダレヤナギ
長円型		ニグラポプラ

② さなざまな制約要因による樹冠に不均衡を防ぐため、
自然の樹冠形態と相似したスタイルにその形を保って
いくことを基本としつつ多少不均衡であっても可能な
かぎり樹冠を大きくするように努力すべきである。



③　樹木のバランスは、一般的に樹冠と樹幹比が6：4以上が美しい。



2)　整姿・整形

樹木は、沿道条件に合わせ、整姿等により同大同形で統一し、都市景観上連続した緑の線を構成するように努めること。

①　冬期剪定、夏期剪定により、それぞれの制約要因に配慮しつつ、つとめて最小限度の樹冠調整にとどめるべきである。

樹種別に整姿整形の必要樹種は、次のとおりである。

イ　成長が早く、毎年の冬期作業と随時の夏期作業を必要とする樹種
　ニセアカシア・プラタナス・シダレヤナギ・ネグンドカエデ・ポプラ類

ロ　成長がやや早く、3年に一度冬期作業と随時の夏期作業を必要とする樹種
　イチョウ・シンジュ

ハ　成長が遅く、5年に一度冬期作業を行う樹種
　イ～ロ以外

②　街路樹の整姿整形作業の目的は、「樹冠の統一性」と「樹木の健全な育成」の二つがあり、主目的から、次のとおり分類する。

イ　樹冠の統一　　ニセアカシア・プラタナス・シダレヤナギ・ネグンドカエデ・ポプラ類・イチョウ

ロ　健全な育成　　上記以外の樹種

3)　冬期剪定（樹木の休眠期）

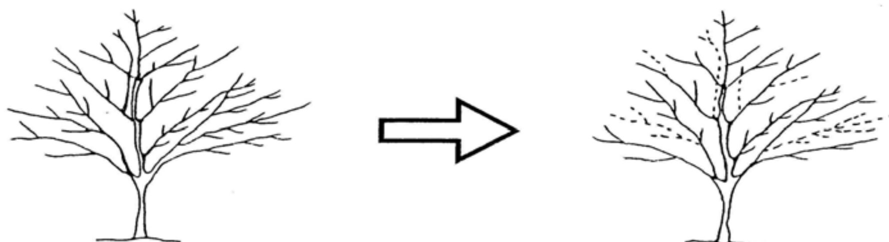
冬期剪定は、樹高、樹冠を一定の形に整えるために行うものである。枝葉が伸びた夏期に整った樹形にするために、骨格となる枝を作りながら、冬の枝条の発育を均整にし、美しく見えるようにする。

冬期剪定は、夏期間の樹冠の型、大きさを決定する重要な作業である。
その手法には、枝抜き、切り返し、切詰とがあり、これらの手法により、様々な制約要因に対処しつつ、冬の枝条も、のびのびと生育しているように見せるべきである。

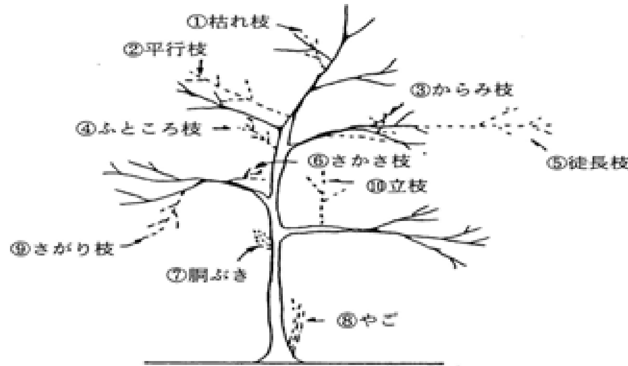
イ　枝抜き剪定（最も基本的な剪定）

直冠型、分岐型剪定のいずれにも利用される方法で、樹冠の形姿構成上、伸びる方向が適当でない枝、即ち樹冠の内部に向かって伸びた枝（逆枝）、直立した枝、直幹型では幹と平行して伸びた枝（立枝）、地際、幹、枝から発生する小枝（やご）などは枝の付け根から切り取る。混みすぎた枝は、長さ、方向、配置上、都合のよい枝を残して間引くこと。

枝抜き剪定による整姿

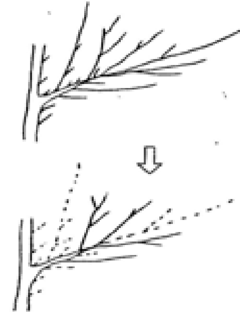


不定枝の種類



枝抜き剪定

点線の枝をそのつけ
根から切り取る



枝抜き剪定は、枝のつけ根から切り取る。その切り口は残された枝や幹などと平になる様に切る。



枝抜きした切り口は、このように基部が
残らないようにする。

ロ　切り返し剪定 (若返り)

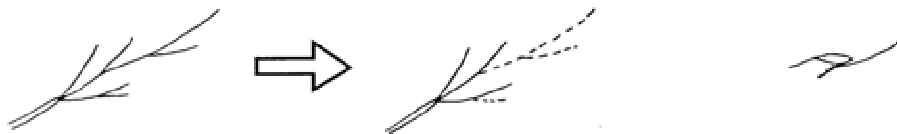
自然の場合、枝が伸びすぎて樹冠外に飛び出しているもの、及び樹冠を小さくしたい場合などに、それぞれの枝の分かれ目を見つけて長い方の枝を付け根から切り取ることを言う。
また、太枝、古枝で切り詰めなければならない場合でも、小枝、もしくは新生枝の発生している所をみつけてその部分から太枝の方を切り取る。また、直幹型などで骨格枝 (古い太枝の場合もある) の先端部が腐っているとか、こぶとなっている場合その枝から出ている適当な方向の小枝または、新生枝を探して、その部分から太い枝を切り捨てて小枝と切り替えて樹勢の回復を図る。

切り返し剪定

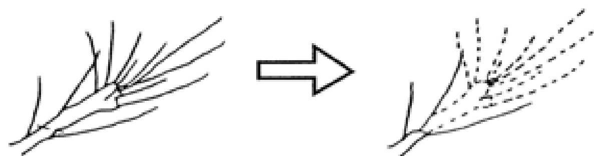
剪定前

剪定後　線は切取るもの

切返し剪定、細部切返し
剪定する場合の切口



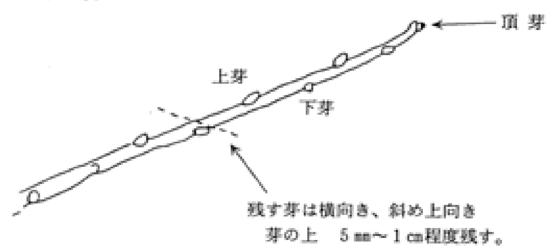
古枝、こぶとなっているものの切返し剪定



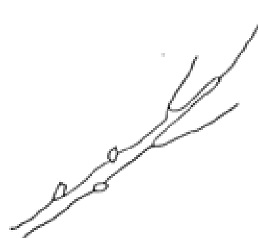
ハ　切詰剪定

切詰剪定とは、樹形を整えるために新生枝を切詰めることを言う。新生枝は本年または前年伸長した枝で、この部分には春から萌芽し、枝となって伸びる芽 (定芽) が、その先端部から基部まで適当な間隔についている。一般には先端部の定芽は伸長する力が強いので樹冠の大きさが整う長さにこの枝を切詰める。切詰めは、必ず中間部の定芽の位置で行い、しかも伸びて枝となった場合、その方向が整った樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽の先端で (横向、斜め上向き) 切ること。
(該当樹種は、イチョウ、プラタナス、ニセアカシア･ネグンドカエデ等)

切詰剪定



新生枝を切詰しないで置くと、このように芽が伸びて基部に近い芽は伸びないで翌年は潜芽となる。

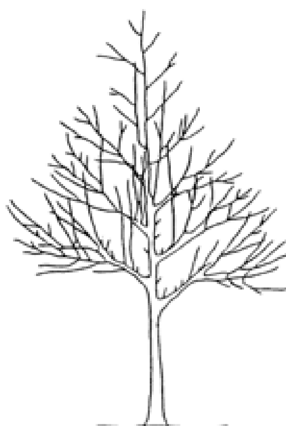


上芽・下芽は徒長枝、さかさ枝の原因となる。
シダレヤナギの場合は上芽を残す。

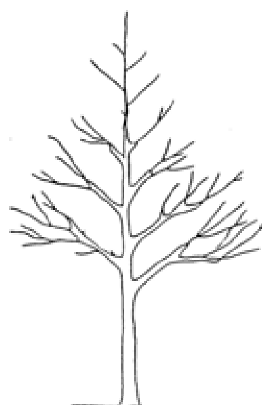
（d）　整姿整形後の樹姿

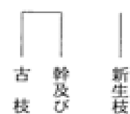
（イチョウ）

剪　定　前



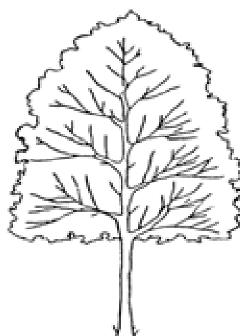
剪　定　後



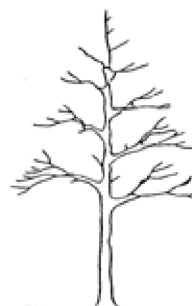


（プラタナス）

剪　定　前



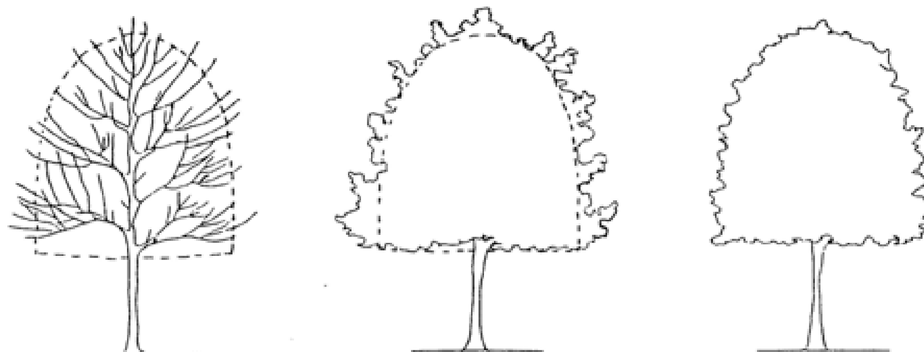
剪　定　後



4） 夏期剪定

夏期剪定は、樹冠の乱れを直す程度の作業にとどめ、切りすぎにによる生育阻害とならないよう十分に注意し、街路樹の効果として求められる緑陰と豊かな緑と自然の潤いを失われないようにすること。

夏期剪定は、緑量確保を主眼に、次の事項に留意する。

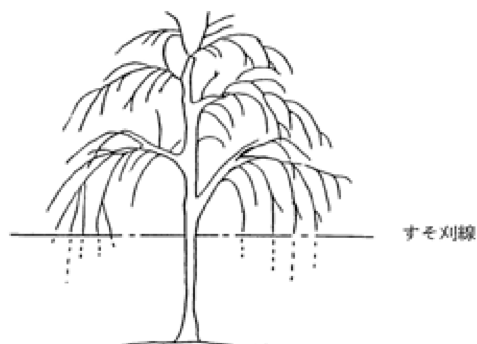


イ 樹冠の乱れなどを直す程度の必要最小限の作業にとどめることとする。

ロ 支障となっている枝の切り詰めを行う。

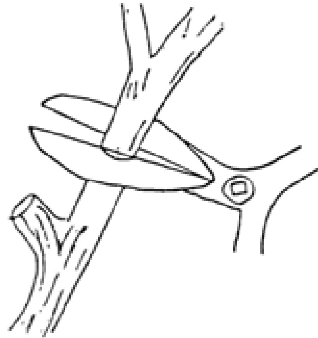
ハ 台風などによる、倒木防止のため適当な枝透しを行うこととする。
（対象樹種：ニセアカシア・シダレヤナギ・ネグンドカエデ・プラタナス・ポプラ等）

ニ シダレヤナギは、すそ刈等を基本とする。

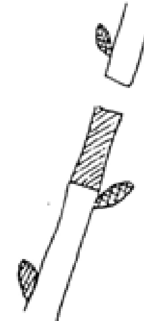


5） 小枝の切りかた

小枝だからといって、切り方はどうでもよいということにはならない。
上手に切ることが大切である。



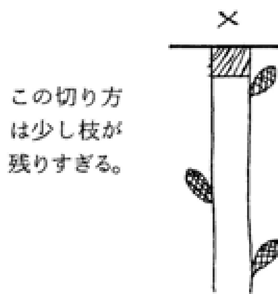
はさみは正しく
ていねいに使うこと。



芽と芽の中間から切ると残った芽の上の枝は枯れて、そこから病菌が侵入する。

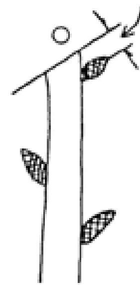
5㎜～1㎝程度

×



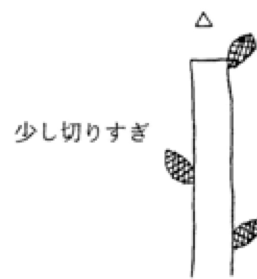
この切り方は少し枝が残りすぎる。

○



芽の上に少し枝があるので非常に上手な枝の切り方である。（芽の伸びる方向と平行に切る）

△

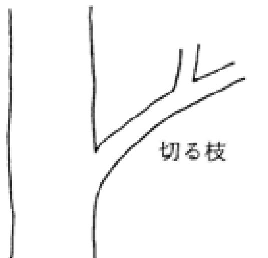


少し切りすぎ

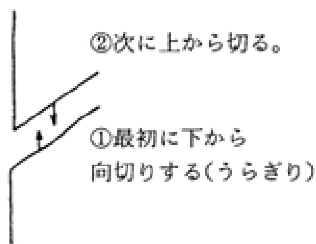
○　よい
△　あまりよくないが、まあまあというところ
×　わるい

6） 大きい枝の切りかた

樹木の枝はその樹の生命を左右するといってよい。
切り方を知っているとその値を高くすることもできる。

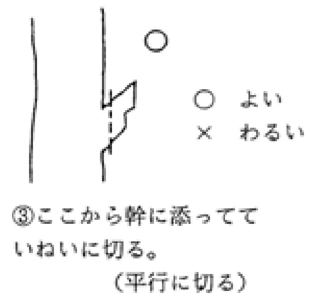


切る枝



②次に上から切る。

①最初に下から
向切りする（うらぎり）

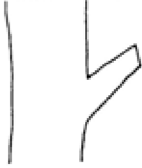


○

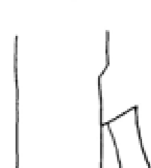
○　よい
×　わるい

③ここから幹に添っててていねいに切る。
（平行に切る）

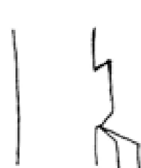
〔枝のわるい切りかた〕
×枯枝をつくる



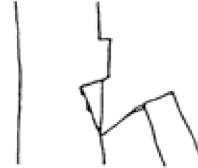
×幹の方に深く切りこみすぎている



×枝が残りすぎている



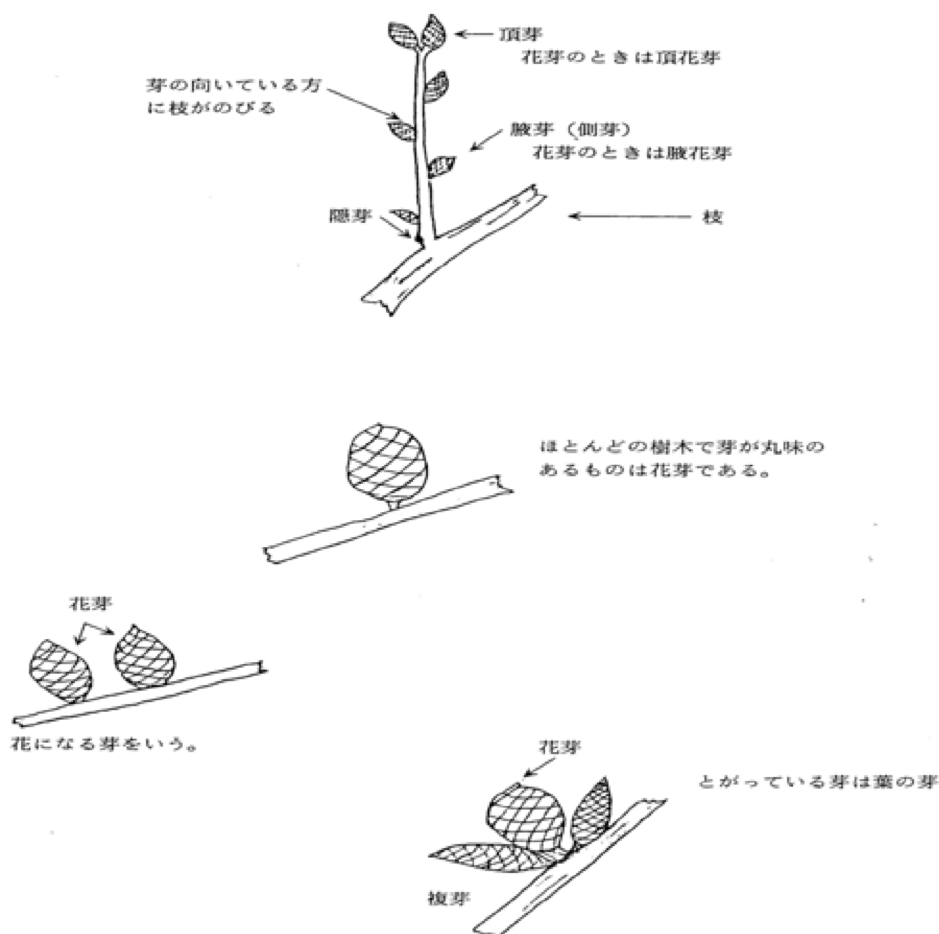
×幹の皮がむける



○剪定後の防腐、防水処理を省くと切り口から腐朽菌が侵入するので（ヒトヨタケ・ベッコウタケ・エノキタケ）防腐処理を行うこと。

7） 樹木の芽の見かた

樹木の芽には花芽と葉芽がある。その見方を知っていれば剪定にも役立つ。



8） 芽のでかた（冬芽）

ア 互生 ： 芽が向かい合ってつかない

（対象樹種：イチョウ・シダレヤナギ・ハンノキ・シラカンバ・プラタナス・オオバボダイジュ・ハルニレ・エンジュ・ナナカマド・サクラ類・ニセアカシア・クロポプラ）

イ 対生 ： 芽が二つ向かい合ってつく

（対象樹種：トチノキ・イタヤカエデ・ネグンドカエデ・ライラック・アオダモ・ヤマモミジ・ヤチダモ・ハシドイ・カツラ）

